北部 回答
要請項目 （平和・人権政策－１）

要請内容	１. 子供たちの健全な育成に向けた取り組みについて（全区）（継続）
	2015年4月に「子ども・子育て支援新制度」がスタートし、認定こども園・幼稚園・保育所を通じた共通の給付および小規模保育等への給付が導入され、いずれの施設を利用した場合でも共通の仕組みで公費対象となりました。 2019年5月には、こども・子育て支援法の一部改正が行われ、支援の内容や水準は良質かつ適切なものであることに加え、保護者の経済的負担の軽減に適切に配慮されたものとする旨が基本理念に追加され、同年10月から幼児教育・保育の無償化が実施され、また令和元年9月には子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正が行われました。 しかし、2024年度は市内の児童相談所および区役所が受けた児童虐待相談・通告件数が5,601件、対前年比6.9%の増加（＋363件）となっており、虐待種別では心理的虐待が3,190件で最多。ネグレクト1,252件、身体的虐待1,125件と続き、主な虐待者は実母3,004件、実父2,338件でした。また,年齢別では0歳から小学生が76％を占めるなど家庭における潜在的な貧困や虐待への察知、フォロー体制の強化は引き続き課題となっています。 2024年4月には児童相談所の支援強化や「こども家庭ソーシャルワーカー」の導入など虐待への対応・子育て世帯の支援強化を目的とし児童福祉法が改正されました。 2025年4月に発表された「令和6年度子ども・若者調査報告書」によると「１日３食食べるために必要な食料が買えなかった経験の有無」では、「一度でもあった」と回答した「ひとり親核家庭」が多く、０～6歳児のいる家庭の24.2％、小学2年生のいる家庭の16.4％、小学5年生のいる家庭の17.9％が、「経験がある」と回答しました。また、「家族の誰かのために世話や家事をしている子どもや若者」のうち、「影響が特にない」と答えた人以外の回答をした人を「ヤングケアラーの可能性がある」と定義したうえで、ヤングケアラーの可能性があるのは、小学5年生で3.6％、中学2年生で2.6％、若者で5.6％との調査結果を発表しました。 こうした調査結果に基づき「第3期川崎市子ども・若者未来応援プラン」が実効性ある施策として策定され、引き続き子育て家庭への支援や、ひとり親家庭、ヤングケアラーなど生活課題や経済的困窮を抱えた子どもや家庭を問題が重篤化する前に発見し、各区役所の子育て支援・福祉関係部署と連携を図り、積極的かつきめ細やかな支援が進むよう要請します。 また、児童福祉士、児童心理士の増員と専門職の育成・配置を要請します。 各区の子どもの貧困に関わる実態調査や健やかに育つことが出来る環境の充実へ向けた施策報告をお願いします。
回　　答	回答 【こども未来局】【高津区】【宮前区】【多摩区】【麻生区】 【こども未来局】 本市ではこれまで「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」に基づき、質の高い保育・幼児教育の推進や子どもが安心して暮らせる支援体制づくりなど、総合的に子ども・子育て支援施策を推進してきたところでございます。 特に、困難な課題を抱える子ども・若者を把握し支援に繋げるためには、自らがSOSを発信し、相談しやすい環境づくりを行うとともに、生活に困難を抱える子どもや子育て家庭を早期に発見し、問題を重篤化させず未然に防止できるよう、一人ひとりに応じたきめ細かな対応が重要と考えており、困難を抱える学齢期の子どもを把握する方法や情報共有の必要性等について、関係局区と連携し検討しているところでございます。令和7年度中に策定予定の「第3期川崎市こども・若者の未来応援プラン」においては、こうした「課題を抱えるこどもを早期に発見し支援に繋げるしくみづくり」等を重点的な推進項目の一つとして位置付けるとともに、当該プランに基づき、計画に位置付けた事業等の進捗状況について点検評価結果報告書を公表し、関係局区や関係機関・団体等との連携を図りながら、令和6年度に実施した「川崎市子ども・若者調査」の結果も踏まえ、地域社会全体で子どもや子育て家庭を見守り支える体制づくりの推進に引き続き取り組んでまいります。 また、児童相談所の児童福祉司・児童心理司の配置につきましては、令和4年12月に策定された「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」等に基づき、職員の増員を図ってまいりましたが、今後も本市児童相談所で作成した「川崎市児童相談所職員人材育成基本方針」に基づき、児童相談所職員の中長期的な人材育成を推進するとともに、国のプラン等を踏まえながら、引き続き、関係局と協議しながら職員配置を行ってまいります。
	【高津区】 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援を目指し、妊娠期は母子手帳交付は看護職が全数面接を実施、両親学級や妊娠期の面接・電話フォローで相談支援を行っています。出産後は乳幼児全戸訪問事業、乳幼児健診、育児相談、子育てセミナー、発達相談事業、地域サロンでの講話などで親子の交流、相談の機会を提供しています。また育児不安を抱えやすい多胎児や高齢出産については、それぞれ育児支援グループを区役所で開催し、孤立感や不安感の解消に努めています。 また、乳幼児健診未受診者のフォローに加えて、平成26年から未就園児・不就学児の追跡調査を実施し、虐待予防・安全確認と相談支援を実施しています。虐待予防・早期対応を目的に、要保護児童対策地域協議会で関係機関と情報共有し、虐待通告があった場合は多職種が連携して適切な支援を実施しています。地域支援課の専門職が区内の保育園訪問、公立小中学校訪問、小児科訪問を実施し、要保護・要支援家庭（不登校やヤングケアラーを含む）の課題を共有し、個別の相談対応も行っています。 地域の子育て支援として、子ども・子育ての関係機関が出席する「高津区子ども・子育てネットワーク会議」を令和7年度も開催し、関係機関と連携して講座やイベントを開催することで、子ども・子育て支援のネットワーク作りを推進し、地域全体で子ども・子育てを支える意識の向上を図りました。 また、不安感や孤立感の解消を目的に、子育て中の親子が学習、交流及び相談する機会を提供しました。

	【宮前区】 子どもたちの健全な育成に向けた取組につきましては、虐待の恐れのあるケースについて、様々な事業や相談の機会をとらえて把握し、多職種で連携し、虐待に発展しないよう、支援を実施しております。実態調査につきましては、平成26年から「居住実態が把握できない児童」に関する調査を実施しており、その中で、関係機関と連携を図り、貧困を含む子どもへの必要な支援を実施しいるところです。 子どもが安心して暮らせる支援体制づくりにつきましては、令和7年11月に市としてとりまとめた「第3期川崎市こども・若者の未来応援プラン素案」にも盛り込まれておりますが、区におきましても、関係機関と連携し、宮前区要保護児童地域対策協議会において、虐待予防及び虐待の早期発見、早期対応に向けた取組や、子ども・子育てに関係する機関・団体で構成される子ども・子育てネットワーク会議、関係機関との協働による講座やイベントを開催することで、子ども・子育て支援のネットワークづくりを推進し、地域全体で子ども・子育てを支える意識の向上を図っております。 また、子育て支援に関する情報をまとめた冊子、「宮前子育てガイドとことこ」の発行やホームページ、SNSを活用し、分かりやすく、タイムリーな子育て情報の発信を行っているところです。 両親学級、育児相談、地域子育てサロンでの健康講話等を通じて、妊娠中から子育て中の家族に交流、相談、育児についての学習の機会を提供することにより、不安感や孤立感の解消に努めております。
	【多摩区】 区内の子どもに係る市民活動団体と子ども施策に関連する機関で構成する「多摩区こども総合支援連携会議」を年1回開催し、ネットワークの形成と連絡調整機能の強化を図っています。また、保育園や学校、子どもに係る団体など区内の子育て支援関係者を対象に、社会情勢を踏まえた「子ども子育て支援講演会」を年1回開催しています。 区内の子ども・子育て支援に関する情報をまとめた「多摩区地域子育て情報BOOK」や、子どもに関する各種相談窓口を記載しているリーフレット「多摩区こども相談窓口」、ホームページや子育てアプリ等多様な媒体を活用し、安心して子育てができるように情報を提供しています。 子どもたちが健やかに育つことができる環境づくりに向け、乳幼児期の親子が地域で交流し、育児の孤立化を防止するための地域サロンや、多胎児など育児不安を抱えやすい方々への支援グループを多職種で開催し、相談・交流の場を提供しています。また、主に0歳児の親子を対象とした心理職による子育てセミナーを定期的に開催し、育児不安の軽減と育児力の向上に努めています。 要保護児童対策地域協議会においては、増加傾向にある児童虐待相談に対応するため、情報の集約とリスク評価を適切に行い、関係機関と連携した支援を実施しています。学齢期については、地域支援課の専門職による区内全小中学校への訪問を継続し、学校との情報共有や個別相談への対応を強化することで、ヤングケアラーを含む潜在的な課題の把握に努めています。 特に、18歳未満のヤングケアラーを含む「要保護児童」及び「要支援児童等」に該当する児童については、学校をはじめ、高齢者福祉、障害福祉等の関係機関と緊密に連携し、各機関の機能を最大限に活用した重層的な支援体制の下で、適切な支援を実施しております。また、「要支援児童等」に該当しない場合であっても、支援ニーズを有する児童については、一人ひとりの状況に応じ、包括的かつ計画的な支援を継続的に行ってまいります。 あわせて、乳幼児健診の未受診児や未就園児など「居住実態が把握できない児童」に関する追跡調査を実施し、子どもの安全確認を行うとともに、必要な子育てサービスにつなげるなど、きめ細やかな支援を行ってまいります。 【麻生区】 ・麻生区では、子育て中の親子が、子育てに関することを学んだり、親子や親同士で交流したり、相談する機会を提供することで、孤立感や不安感、負担感が軽減されるよう努めております（両親学級、育児・健康相談、地域子育て広場での講話等）。人や機関との「つながり」の機会を通じて、親が一人で抱え込まないようにアプローチし、虐待の防止を図っています。 ・経済的困窮家庭については、家庭状況に応じて適切なサービス利用、社会資源の活用につなげる等、関係機関（部署）と連携し、必要な支援を行っています。 ・児童家庭相談については、ニードに応じて伴走型支援を展開しています。また、虐待通告があった際は、速やかに受理し、状況把握を行うとともに、多機関・多職種連携のもと、地域の支援ネットワークを構築し、的確に支援を行います。 ・要保護児相対策地域協議会において、虐待予防（防止）に関する普及啓発を行い、健全育成に向けた取組を関係機関（保育園、幼稚園、小中学校、児童相談所、児童家庭支援センター等）と連携して実施しています。 ・国からの依頼に基づき、「居住実態が把握できない児童に関する調査」（乳幼児健診等未受診や未就学・不就学等で福祉サービスを利用していない等、関係機関が状況を確認できていない児童が対象）を実施し、子どもの安全確認、安全確保を行っています。 ・子育てや子どもの育成を地域全体で支援するため、区内の子ども関連団体、グループや関係機関で構成する「麻生区子ども関連ネットワーク会議」を年2回開催し、活動内容の共有や意見交換を行うとともに、研修会等を実施し、相互理解を深めることで、ネットワークの構築を図っています。 ・区ホームページや子育て関連情報誌「きゅっとハグあさお」等各種媒体を活用し、各相談機関や子育て中に役立つ情報を紹介することで、保護者の育児による孤立感や不安の軽減を図り、子どもが健やかに育つための基盤となる保護者の支援を行っています。 ・「「麻生区・大学公学協働ネットワーク」に基づき、各大学の専門性を活かした講座や体験学習を行うことで、子ども・子育て支援や人材育成を行っています。

要請項目　（平和・人権政策－２）

要請内容	2. 保育サービス、質の基準と明確化に向けた取り組みと保育資源の維持、向上と活用について（全区）（継続）
	子育てと社会参加の両立を目指す若い世代の増加に伴い、保育所等利用申請者数は、前年度比104人減の37,054人で平成12年の統計開始以降初めての減少となりました。一方で、受入枠拡充に伴い、利用児童数は前年度比274人増の35,789人と過去最大となりました。 厚生労働省の「保育所等利用待機児童数調査要領」に基づく2025年4月1日現在の保育所等利用待機児童数は5年連続0人となりました。 希望保育所等への入所保留児童数は前年度比378人減の1,265人となりました。背景には就学前児童数の減少のほか、「育児休業給付」の延長に係る国に審査厳格化などが影響している可能性があり、今後も注視が必要になっています。 ニーズにあわせた個別の窓口相談を展開するなど、きめ細かな各区役所の取り組みは奏功しており、引き続き、保護者が希望する子育ての実現へ向け、川崎認定保育園や令和7年度川崎市年度限定型保育事業などの多様な保育施策を用意するとともに、区役所の相談,コーディネート機能の強化、施設整備の充実を要請します。 また、積極的な保育士の人材確保、処遇改善をはじめ、保育サービス、質の基準とその評価を明確化する取り組みをお願いします。 さらに、就学前児童数は前年比3,120人減となり今後想定される事態として児童数の減少（特に0歳児）に伴う定員割れによる保育園の運営への影響等も懸念されますので、注視するとともに保育資源が最大限活用されるよう必要な対策を講じるよう要請します。

回　　答	回答 【こども未来局】 　待機児童ゼロの継続に向け、引き続き、個別の保育ニーズを丁寧に確認しながら、多様な保育施策・サービスとのマッチングを図るなど、きめ細やかな相談・支援を実施してまいります。なお、保育受入枠については、近年、地域や年齢によって既存施設に空きが生じていることが課題となっていることから、今後につきましても、地域の需要を丁寧に分析しながら、新規整備に限らず、川崎認定保育園や幼稚園の一時預かりなどの既存の施設や事業を有効に活用するなど、保育受入枠の確保に努めてまいります。 　育児休業給付の延長を望む方からの利用意思のない保育所等利用申請に対しては、国が給付期間延長に係る審査を厳格化した趣旨を踏まえ、今後も利用申請の実態把握に努めるとともに、こうした申請への対応が区役所窓口の業務負担となることのないよう、効率的な業務運用を検討してまいります。さらに、国に対しては、現在の育児休業給付制度の抜本的な見直しについて、引き続き要望してまいります。 　保育士等の処遇改善につきましては、国の処遇改善等加算Ⅰ、Ⅱが導入されていますが、平成29年度から、経験年数の長い職員が多くいることで国の処遇改善加算を十分に受けられない施設に対する市独自の加算（市処遇改善等加算Ⅱ）を創設して処遇改善を図っており、さらに令和2年度から、加算額を増額して施設間の均衡が図られるよう取り組んでおります。 　それに加え、令和4年2月から9月まで、保育士等を対象に収入の3％程度（月額9,000円）引き上げる「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業」を国の公定価格上の算定対象職員に実施するとともに、市独自に市が配置を求める市加配職員や一時保育事業に従事する職員についても、同様に補助対象として実施しました。令和4年10月以降、それぞれ処遇改善等加算Ⅲ、市処遇改善加算Ⅲとして継続実施しております。今年度においては国の処遇改善等加算の制度変更がありましたが、市独自の加算については継続して実施しているところです。 　さらに、運営費においても、障害児や生後43日目から5か月未満の産休明けの子ども対応に係る加配保育士の人件費等、市独自の様々な加算項目を設けているほか、保育士等の離職防止策や負担軽減として保育士宿舎借り上げ支援事業、保育体制強化事業及びICT化推進事業を実施するなど総合的に保育士等への処遇改善に努めているところであり、引き続き取組を進めてまいります。 　また、就学前児童数の減少傾向を踏まえて、保育所等においては実際の入所状況に対応した職員配置や運営費収入の確保が可能となるよう、令和5年4月から実員ベースでの職員配置としたことに加え、利用定員についても、保育事業者がより柔軟な設定を行えるよう、定員変更の実施時期の見直し等を実施しました。引き続き状況の変動に応じたきめ細やかな対策を講じてまいります。 　保育人材確保につきましては、年間を通した就職相談会の開催や無料の保育士試験対策講座などを実施し、就職・復職支援を行っております。保育の仕事に興味・関心のある高校生を対象に保育士の魅力を伝えることを目的とした「高校生保育士おしごと体験」を今年度は期間を拡大して実施し、未来の保育人材確保につながるよう努めております。潜在保育士の再就職支援については、「保育のお仕事 就職・復職支援研修講座」に加えて、保育士資格を有する方及び子育て支援員研修を修了した方で、保育園で働くことに不安を持っている方等を対象に保育施設での保育士体験を通じて就職・復職への意欲につなげることを目的とした『Comeback!! Welcome!! 保育士体験をしよう!』を今年度は実施期間を拡大して実施しております。また、各事業に興味があり市HPからメールマガジン登録をした方に対して定期的に就職相談会や研修・保育士体験等のお知らせメルマガを送信していることに加えて、かながわ保育士・保育所支援センターと連携し、センターに登録している潜在保育士に対しても川崎市主催の各事業のお知らせメルマガを送信する等、幅広く情報の発信を行っております。今後もさらなる保育人材確保の推進を図ってまいります。

要請項目　（行政－２）

要請内容	2．宮前区役所・市民館・図書館の移転について（宮前区）新規
	宮前区役所の移転スケジュールについては市民館・図書館は2027年度～2028年度、区役所は2030年度～2032年度としていましたが、再開発事業のスケジュール変更を踏まえ市民館・図書館の移転時期を2032年度、区役所を2036年度に見直しました。 背景には資材費・労務費の高騰など社会経済情勢への対応を図るため事業計画の見直しや設計の深度化を進めた報告書の提出が示されたとのことですが、スケジュールの変更は現区役所の使用計画や活用にも影響を及ぼすものと思われます。 資材費や労務費の高騰などは今後も継続することが想定されることなどから事業計画やスケジュールに関して更なる変更が必要になることも考えられます。 市民生活に大きな影響を与えることから今後の総合的な取り組みについて意見聴取や意見交換の場などしっかりと市民の意見が反映されるような取り組みが推進されるよう要請します。 また、細部に渡り必要な情報の開示や速やかな共有が図られるようあわせて要請します。
回　　答	回答【市民文化局】【教育委員会事務局】
	【市民文化局】 　新宮前市民館・図書館につきましては、これまでワークショップ等を通じて意見聴取等を行ってまいりましたが、今後も、毎年実施しているオープンハウス説明会等の機会を通じて、引き続き市民意見の聴取等に努めてまいります。 また、区役所につきましても、2029年度策定予定の基本計画にあたり、意見聴取等を行いながら検討を進めてまいります。 併せて、市政だよりやニュースレターの配布などを通じ、事業進捗に合わせた情報の開示・共有に努めてまいります。
	【教育委員会事務局】 新宮前市民館・図書館につきましては、これまでワークショップ等を通じて意見聴取等を行ってまいりましたが、今後も、毎年実施しているオープンハウス説明会等の機会を通じて、引き続き意見聴取等に努めてまいります。 また、区役所につきましても、2029年度策定予定の基本計画に当たり、意見聴取等を行いながら検討を進めてまいります。 併せて、市政だよりやニュースレターの配布などを通じ、事業進捗に合わせた情報の開示・共有に努めてまいります。

要請項目　（行政－3）

要請内容	3. 倒木の恐れがある街路樹の点検や伐採、伐採後の切り株について（全区）継続
	近年、各地で極端な集中豪雨をもたらし、災害を引き起こす原因となる線状降水帯が発生するなどしており、2023年6月には川崎市内においても大雨の被害によって人的被害、物的被害が発生しました。また、倒木についても市内で9件が発生し、そのうち6件が北部地区内で発生しております。 川崎市では、高度成長期に大気汚染等による環境の悪化が課題となり、環境対策として昭和47年に緑化大作戦をスタートさせるなど、緑の「量の拡大」に取り組んできました。 街路樹は、道路法（第2条の2）の「道路の附属物」として位置づけられており、景観向上機能や緑陰形成機能、防災機能など複数の機能を有しています。 しかしながら、数十年が経過した街路樹は太くなりすぎ、根上がりのため歩行者への通行障害、車両への接触や暴風雨の際には倒木の原因となるなど危険です。 「川崎市街路樹管理計画」に基づき路線を特定した安全な歩行空間の確保や街づくりを方針とした伐採や植え替えなどが見受けられますが、維持管理費の増加からいまだ多くの大樹がそのままとなっています。 また、伐採後の切り株の状態が長い期間に及んでおり、歩行者、自転車の転倒に繋がる危険もあるため何らかの対応が必要な箇所が多く見受けられます。 可及的速やかな伐採や植え替えの要請とあわせて点検の頻度や方法,伐採後の切り株放置期間などの報告を要請します。
回　　答	回答【建設緑政局】 街路樹につきましては、平成30年3月に策定した「川崎市街路樹管理計画」に基づき、順次、地域住民との合意形成を図りながら、植栽基盤の改善や街並みと調和する樹種への更新を行っているところです。 また、日常的なパトロールや市民からの情報提供などを踏まえ、異常がみられる樹木につきましては、必要に応じて健全度診断や伐採を実施するなど、倒木の未然防止を図っており、今後につきましても、街路樹の適正な維持管理に努めてまいります。 街路樹につきましては、平成30年3月に策定した「川崎市街路樹管理計画」に基づき、順次、地域住民との合意形成を図りながら、植栽基盤の改善や街並みと調和する樹種への更新を行っているところです。 また、樹木医による健全度診断を行うほか、日常的なパトロールや市民からの情報提供などを踏まえ、異常が見られる樹木につきましては、必要に応じて伐採を実施するなど、倒木の未然防止を図っており、今後につきましても、街路樹の適正な維持管理に努めてまいります。 なお、切り株につきましても、同様に必要に応じて撤去等を行い通行の安全確保に努めてまいります。

要請項目　（行政－4）

要請内容	4. 集水桝の清掃について（全区）継続
	近年、気候の変動による大雨の状況が各地で報告されており川崎市も例外ではありません。 道路には、降った雨水を排水するための集水桝が設けられていますが、集水桝に落ち葉やごみ、土砂が溜まると、十分な排水がされずに道路冠水の原因となってしまいます。 定期的に集水桝の清掃を実施しているかと存じますが、落ち葉やゴミの堆積状況は大雨の状況で一変するため、日常的な点検や検査が必要になろうかと思います。 道路沿いの集水桝がゴミや土砂で詰まり、植物が大きく生長している箇所が多数見受けられますので、詰まりの解消を要請するとともに、点検の頻度を上げるよう要請します。
回　　答	回答【建設緑政局】 側溝・桝については、各区役所道路公園センターが日常的に実施する道路パトロールや市民の皆様からの御連絡等により状況を確認し、必要に応じた清掃作業を行っております。 さらに、出水期においては、幹線道路や比較的冠水しやすい路線を集中的に点検しております。 引き続き、道路パトロール等を通じて適切な維持管理に努めてまいります。

要請項目　（行政－5）

要請内容	5. 民生委員児童委員の充足と役割の明確化について（全区）継続
	地域住民の立場に立って、生活のことで悩みを持っている方の相談に応じ、必要な場合には、役所や関係機関とのパイプ役となる民生委員ですが、改選が行われた2022年12月時点で麻生区の充足率が84.1％と最も低く、市内全体でも80.9％と政令指定都市の中でも低い水準となっています。市内9管区の委員定数は世帯数により条例・規則で定められていますが、世帯数増による定数増に対し各管区の定数増が追いつかず、「地区の定まっていない欠員」が生じています。そのため前回1813人だった定数は44人増え、充足率は低下しました。 令和7年11月末までの3年の任期中も担い手の確保を目指し、各区取り組みを進めていただいていますが、新たな委嘱の実績や候補者の推薦に繋がる事例がありましたら報告を要請します。 また、今年度改選を迎えることから充足率を高めるために展開している周知、広報活動などの新たな取組みがあればお聞かせください。 民生委員へのアンケート調査では担い手確保が難しい理由については、「活動の負担」「活動の周知による地域理解」「高齢者の就労率上昇」などが挙げられており行政のサポート体制の確立は急務となっています。 また、職務が曖昧で「援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと」と抽象的な表現から本来職務に含まれない作業を引き受けてしまうなどのケースも散見されるとの報告があがっています。 こうした事態を防ぐ観点から、川崎市として活動の軽減、範囲や役割の明確化を規定するなど国へ要請し、また、川崎市独自に「行政から支援担当員の配置や市民による民生委員協力員の配置」「法律の専門家の活用」によるサポート体制の充実や、「班など複数人による活動」、「ICTの活用」等の処遇改善を図る措置を講じるよう要請します。

回　　答	回答 【健康福祉局】【高津区】【宮前区】【多摩区】【麻生区】 【健康福祉局】 　広報活動につきましては、民生委員児童委員の普及啓発動画の作成、候補者向けのリーフレットの作成や、市職員退職者等への制度周知を図る等を行っているところです。また、ホームページやYouTubeで周知を図るほか、アゼリアビジョンや各所のデジタルサイネージ等での普及啓発動画の放映、各種イベントでのPRや市民館等でのリーフレットの配架など、幅広い世代の市民への広報も行ってきたところです。 　担い手の確保の取組みにつきましては、地域支え合い人財づくりツアーという委託事業により、将来的に民生委員になることが見込める地域活動の担い手の掘り起こし等を継続に行っています。 　加えて、今年度の一斉改選に向けて、民生委員候補者の推薦を行う地区世話人会において、開催に必要な委員定数の緩和、帳票の簡略化や様式の電子化を行い、町内会・自治会の負担を軽減するとともに、現職の方の意向確認時期を前倒すことによる早期の候補者選定を図るなど、推薦しやすい環境整備を進めたところでございます。 　民生委員の処遇改善につきましては、地域福祉活動等が多様化・複雑化している現状を踏まえ、活動に係る通信費や交通費等の実費弁償を図るための活動費を、令和7年12月から6,000円増額し、年額70,200円としております。また、住民の身近な相談相手である民生委員を支え、サポートする体制が必要であると考えており、地域の見守り活動等を実施する「福祉協力員」の養成に向けて、社会福祉協議会と連携しながら検討を行うなど、活動の負担軽減に向けた取組を進めております。 　今後につきましても、民生委員児童委員の皆様が活動しやすくなるよう、引き続き、国の動向を注視しながら、民生委員児童委員協議会等の関係団体とも連携し、活動環境の整備を進めてまいります。

要請項目　（行政－6）

要請内容	6. 町内会・自治会の加入促進について（全区）継続
	川崎市における自治会・町内会加入率は全市で56.9％、最も低い多摩区では49.0％（2023年4月1日）となっており加入率は下落し続けています。自治会支援のため2023年7月上旬から新たな補助金制度を導入し停滞する活動の再活性化に取り組み、若年世代の加入率向上につなげたいとしています。 　災害時や地域包括ケアシステムにおける取り組みなど自治会・町内会をはじめとする地域コミュニティの役割は非常に大切なものとなっており、自治体や地域関係団体から寄せられる様々な依頼事項は年々、その重さを増しており、自治会・町内会が本来担うべき地域コミュニティ活動を圧迫。役の重さから未加入者に加え、退会者の増加を招き、担い手不足の大きな要因となっています。 　これまで資金面での支援だけでなく個々の自治会・町内会の状況やニーズを把握し、必要とする支援の提供をするほか、自治会・町内会同士の連携を積極的にサポートするなど両面からの支援を要請してきました。2022年に麻生区で試行実施され、2023年度には川崎市市民自治財団の事業として「町内会・自治会アドバイザー派遣事業」を開始し、ニーズに応じた相談、連携支援に取り組んでおり、令和5年度は6団体の申し入れがあったとのことですが、派遣実績の対象地区や課題の改善事例等の報告をお願いします。 　引き続き、町内会・自治会の活性化と暮らしやすい地域社会を構築するため取り組みの強化を要請します。 　また、支援に携わる専門的職員の人材育成・配置についてもあわせて要請します。
回　　答	回答 【市民文化局】 　個々の町内会・自治会の状況や課題を適切に把握し、町内会・自治会同士の連携のほか、地域の様々な主体と結びつけながら活動を支援する仕組みとして、本市の出資法人であり、自治組織の支援を設置目的とする（公財）川崎市市民自治財団と連携して実施している「町内会・自治会アドバイザー派遣事業」につきましては、令和5年度は6団体、令和6年度は5団体から申し込みがあり、個々の町内会・自治会の状況やニーズにあわせ、課題に精通した町内会・自治会やNPO法人等をアドバイザーとして迎え、アドバイスを行うことで課題解決の後押しを図ってまいりました。 　本事業につきましては、丁寧なヒアリングや課題整理が必要なため、年間に対応できる町内会・自治会数に限りがありますが、引き続きニーズに応じた相談、連携支援に取り組むとともに、本取組の成果を関係局区と共有し町内会・自治会支援に関わる職員の知識向上につなげてまいります。 　今後につきましても、補助制度等の資金支援と並行し、両面からの支援に取り組んでまいります。

要請項目　（行政－7）

要請内容	7. 熱中症対策の強化とそれに係るウェアラブルエアコン等の普及促進について（全区）新規
	川崎市では近年の猛暑により、熱中症による健康被害が深刻化しています。令和6年5月～9月には759人が救急搬送され、前年から205人増加。さらに3人が死亡しています。神奈川県内でも同年4,814人が搬送され、9人が死亡しました。とりわけ建設・運送・清掃・警備など、高温環境下で働く労働者にとって熱中症は重大な労働災害リスクである。厚生労働省は、高年齢労働者の労働災害防止のための設備改善や、専門家による指導を受けるための経費の一部を補助する「エイジフレンドリー補助金」を2020年度から運用開始としていますが、2025年6月からの制度改正で、暑熱環境下における作業に対し、よりハイエンドなウェアラブル機器などの活用をその対象に新たに加えました。この動きも踏まえ、労働者の熱中症対策の充実に向け、ウェアラブルエアコン等の着用型冷却機器の導入支援・補助制度を創設し、市内事業者および作業者への普及を促進すること、市発注工事や公共施設現場での先行導入を通じ、有効性を検証すること、地域および事業所向けに、熱中症予防の啓発と実践的マニュアルの整備を推進するよう要請します。
回　　答	回答 【健康福祉局】【経済労働局】
	【健康福祉局】 　熱中症は、発症すると生命にも影響することがありますが、予防法を知っていれば防ぐことができます。 　そのため、本市では、市民に熱中症の対策について正しい知識の習得に繋がるよう、チラシ・ポスター等を活用した普及啓発や、デジタルサイネージやイベントを活用した広報、企業担当者等に向けた健康講話などを行っております。 　また、外出時に一時的に暑さをしのげる場所として、空調施設が整った市の公共施設・民間施設を開放する取組である「かわさきちょこ涼」を令和6年度から開始しており、取組を強化しているところでございます。 　今後につきましても引き続き、熱中症予防に関する、より効果的な啓発方法を検討し、推進してまいります。

	【経済労働局】 本市におきましては、労働関係法令、市内の労働情勢などの労働情報を市内企業・労働団体をはじめ勤労者の皆さまに発信することを目的に、「かわさき労働情報」を毎月発行しておりまして、熱中症対策の義務化につきましては、令和7年6月号と7月号にて情報発信したところでございます。 また、熱中症対策となる機器への支援につきましては、他都市の動向などを踏まえながら支援について研究してまいります。

要請項目　（道路・交通政策－1）

要請内容	1. JR南武線「大山街道踏切」の安全対策、渋滞緩和について（高津区）継続
	県道14号線の大山街道踏切の手前で歩道がなくなっているために、歩行者は車道を歩き踏切を横断しており、その際に歩行者と車両が接触しやすい状況です。 また、自転車や路線バスなどの交通量も多いことから、あらゆる交通事故が想定される危険箇所であると認識しています。さらに、南武線の運行量が多い朝夕で遮断機がおりている時間も長く渋滞が日常的に発生しています。 アンダーパス化事業に向けた調査結果によると建設道路傾斜角が10%になるなど課題は認識していますが、せめて早期に明確なスケジュールだけでも示していただくことを要請します。
回　　答	回答【建設緑政局】 都市計画道路溝ノ口線につきましては、平成29年3月に都市計画事業認可を取得し、事業に着手しております。鉄道交差部から取り付く交差点間の距離が短いことなどから、交通管理者協議が難航しておりましたが、大型車規制や滑り止め舗装などの安全対策を実施した普通道路とする内容で令和4年度に交通管理者協議が完了いたしました。 今後につきましては、交通管理者との協議結果を踏まえ、鉄道事業者と構造や施工方法について引き続き協議を行うとともに、工事着手に向けて用地取得を進めてまいります。また、暫定的な安全対策として、令和6年度、踏切内歩道のカラー舗装等を行いました。 工事に係る期間につきましては、工事の着手後、概ね6年から7年を想定しておりますが、必要な用地が中心市街地にあたることや、鉄道直下の大規模な工事であるため、本事業の完成までには、長期間を要するものと考えております。

要請項目　（道路・交通政策－2）

要請内容	2 登戸駅下河原踏切付近交差点の信号機設置と安全対策について（多摩区）新規
	登戸駅下河原踏切付近交差点は、登戸土地区画整理事業の進捗にともなって、歩行者、自転車、自動車の通行量が増加しており、交差点規模も大きいにも関わらず制御されていないことから混沌とした状況になっています。運転手の見落としや自転車等の強引な通行からいつ事故が起きても不思議ではない危険な状況にあります。 通行者の安全と交通の滞留を防ぐ観点から、早期の信号機設置と交差点の形状の改善、交通ルール・マナーの啓発など安全対策を講じることを要請します。
回　　答	回答【まちづくり局】 下河原踏切付近の交差点につきましては、時間帯によっては歩行者交通量が多く、車両が円滑に通行できない状況もあることから、信号機設置の要望を行ってきたところでございますが、交通管理者からは信号機の設置は困難であると回答があったことから、今後は、交通状況を踏まえ、物理的な安全対策などの必要性について、交通管理者と協議を行うとともに、交通環境の変化を的確に捉え、信号機設置についても引き続き協議してまいります。

要請項目　（道路・交通政策－3）

要請内容	3. 中原街道久末交差点の右折矢印信号機の設置について（高津区）新規
	中原街道久末交差点はバスも右折するなど交差点を右折する車両が多いにも関わらず、右折矢印信号機が無いためスムーズに車両が通行できず頻繁に渋滞が発生しています。 渋滞対策として右折矢印信号機の設置を要請します。
回　　答	回答【高津区】 信号機の設置につきましては、当該場所を所管する高津警察署に情報共有いたします。 警察との協議の中では、当該道路の幅員が狭いため、右折矢印信号機の設置は困難と伺っています。

要請項目　（道路・交通政策－4）

要請内容	4. 南部沿線道路堰交差点の右折矢印信号機の設置について（多摩区）継続
	JR稲田堤駅新改札前道路ならびにJR稲田堤駅～京王稲田堤駅間連絡道路は朝夕人通りが多く、とり南部沿線道路で登戸方向から堰交差点を右折する際、対向車、歩行者が多く右折しにくく、信号無視気味でないと右折出来ない状況が散見されています。 改善のため、右折矢印信号機の設置を要望します。
回　　答	回答【多摩区】 信号機の設置に関しましては、交通管理者である警察の所管となりますので、御要請いただきましたことについて所管警察署へ情報提供してまいります。

要請項目　（道路・交通政策－5）

要請内容	5. 府中街道京王稲田堤駅前交差点信号機の現示調整について（多摩区）新規
	府中街道京王稲田堤駅前交差点は車両通行量が多く、横断歩道通行者も多いことから歩車分離式交差点となっています。 しかし、直前のバス停留所付近に待機する一般車や転回する車両も多いことから府中街道への進入車両がスムーズに通行できない状況が散見され滞留が起きています。 歩行者用信号現示を調整し、府中街道へ進入する現示の延長を要請します。
回　　答	回答【多摩区】 信号機の現示に関しましては、交通管理者である警察の所管となりますので、御要請いただきましたことについて所管警察署へ情報提供してまいります。

要請項目　（道路・交通政策－6）

要請内容	6. 溝の口駅南口ロータリー出入口の信号機歩車分離について（高津区）継続
	都市計画道路野川柿生線のロータリー入口交差点の渋滞対策については、平成30年度10月に地域からの要望があり、現地調査を実施し影響が確認されたとのことで信号の調整が図られましたが、導入後の効果が薄いとの検討結果から歩車分離には至っていません。こうしたことから渋滞の緩和には至らず、雨天時などはロータリー内が出口から入口まで混雑している状況です。 また、朝の送迎車が多い時間帯などは歩行者、自転車の通行により左折ができないことから数台しか進まず直進車も滞留し渋滞の原因となっている状況も見受けられます。 総合的に検討した結果効果が低いとの判断ですが、右折矢印現示が必要以上に長いことなど改良の余地があり、対応することは可能ではないかと考えられることから完全歩車分離式へ変更を要請します。
回　　答	回答【高津区】 歩者分離式の信号機の設置つきましては、当該場所を所管する高津警察署に情報共有いたします。

要請項目　（道路・交通政策－7）

要請内容	7. 自転車の取り締まりと法改正の周知徹底について（全区）継続
	世田谷町田線、川崎府中線、野川菅生線、野川柿生線など通勤、通学時間帯に自転車交通量が非常に多い道路を抱える北部地区では、2024年度においては宮前区88件（前年比＋1件）で増加したものの、高津区、多摩区、麻生区の3区は前年に比べ減少しました。自転車どうしの事故や自動車、歩行者との接触事故は川崎市全体では984件（前年比＋43件）と前年より増加し市内の交通事故発生件数に占める割合は、約34.9%と高い水準になっています。音楽を聴きながらの走行、スマホを操作しながらの走行、信号を無視した走行、さらに進行方向の逆走行をしていたりするなど悪質な法令違反を繰り返す自転車乗りは増加の一途をたどっています。 市民が被害者にも加害者にもなるのを未然に防ぐために、自転車乗りの危険運転撲滅へ向けた活動の推進と駅周辺、学校付近での取り締まりの強化を要請します。 また、2026年4月から自転車の交通違反に対して反則金の納付を通告するいわゆる「青切符」による　取り締まりが実施されることから、対象となる16歳以上への周知と遵守徹底を図る啓発活動の強化を要請します。
回　　答	回答【市民文化局】【高津区】【宮前区】【多摩区】【麻生区】
	【市民文化局】 自転車の安全利用につきましては、各季の交通安全運動期間や自転車マナーアップ強化月間をはじめとした各キャンペーン等あらゆる機会を捉えて、地域の方々や警察と連携し、チラシや自転車マナーアップの小冊子を配布するとともに、保護者や中・高校生を対象に自転車安全利用のチラシ等を配布するなど対象者を絞った啓発や、市ホームページ、市X（エックス）などを活用した啓発を行っています。また併せて、交通安全教室での指導や、制服姿の「自転車マナーアップ指導員」が自転車交通事故多発地域を中心とした市内を巡回し、ルール・マナー違反の自転車利用者に直接声かけを行い、是正を促す取組を実施しています。 本市としましても、自転車利用者が安全運転を心がけ加害者や被害者にならないよう、引き 続き、関係機関・団体等と連携した啓発活動を推進してまいります。 なお、取り締まり等に関する権限につきましては、神奈川県警察で取り扱っておりますので、要請いただきましたことについて、引き続き、所管警察署と情報共有してまいります。 また、道路交通法改正につきましては、概要や要点を市ホームページに掲載しているほか、SNSでの発信やデジタルサイネージの活用、メールニュースでの発信、冊子の配布など改正内容を周知しているところです。今後は、新たにチラシ等を作成し、各季の交通安全運動に伴うキャンペーン活動や交通安全教室等の機会で活用するなど、警察や関係団体等と連携を図り、啓発活動を推進してまいります。
	【高津区】 自転車の規制や取り締りにつきましては、当該場所の管轄である高津警察署に情報提供いたします。 また、広報、啓発につきましては、春夏秋冬の各季キャンペーンやまちかど交通安全アピール活動（街頭指導）等を通じて、啓発活動を行っているところです。2026年4月から自転車の「交通反則通告制度」（青切符）につきましても、年末の交通事故防止運動期間を始めとして、積極的に啓発を行ってまいります。

	【宮前区】 宮前区では、「宮前区交通安全対策協議会」を中心とした関係団体・機関の御協力のもと、交通安全の取組を進めています。 具体的には、保育園・幼稚園、小学生を対象とした自転車交通安全教室の開催、県民交通安全の日、高齢者交通安全の日、各季の交通安全運動期間や自転車マナーアップ強化月間の各種キャンペーン、街頭監視など、交通安全に関わる各種啓発運動を展開しており、こうした様々な機会を捉えて、ヘルメット着用や自転車のながら運転の禁止等の啓発を行っています。 また、平成27年度からは中学生を対象としたスケアードストレート（危険の直視）方式の交通安全教室を開催し、スタントマンによる自転車の「ながら運転」などの危険行為事故の実演を、生徒が目の前で直視することで、交通安全意識の高揚を図る等の取組も進めています。 なお、自転車の交通違反に反則金を科す「交通反則通告制度（青切符）」の導入については、区民をはじめ多くの方に周知するため市政だよりによる広報や、関連するリーフレットを町内会・自治会等に配布することにより、交通安全の遵守徹底を図る啓発活動を進めてまいります。 御要請いただきましたことについては、宮前警察署に情報提供いたしますとともに、これら様々な危険行為の防止につながる取組を、地域住民や警察などの関係機関との連携により、推進してまいります。
	【多摩区】 自転車乗りの危険運転撲滅へ向けた活動の推進として、多摩区では、学校等を対象にした「交通安全教室」を警察とともに実施し、自転車の安全な乗り方の啓発を行っています。 また、自転車マナーアップ強化月間や各季の交通安全運動期間に実施するキャンペーン等を通じ、自転車の交通ルールやマナーの啓発を行っています。 自転車マナーアップ強化月間には、区内の管理事務所のある駐輪場や保育園・幼稚園・高等学校・大学へ啓発チラシ等の配布や啓発ポスターの掲示を依頼し、自転車事故防止等の啓発を行いました。 さらに、2026年4月から青切符による取り締まりが実施されることを踏まえ、2026年2月に開催の「多摩区安全・安心フェスタ」内で多摩警察署による自転車ルールに係る交通安全講話を実施します。今後も、様々な機会を通じ、広報啓発に努めていまいります。 なお、交通法令違反の取り締まりに関しましては、交通管理者である警察の所管となりますので、御要請いただきましたことについて所管警察署へ情報提供してまいります。
	【麻生区】 麻生区においても、区内幹線道路等での自転車利用は多く、それに伴い関連する事故も発生しております。自転車は、便利で環境にもやさしい乗り物ではあるものの、交通ルールやマナーを無視した乱暴な運転をしていると、交通事故の加害者として相手に大きな障害を負わせたり、命を奪うなど悲惨な事故につながるおそれがあります。 麻生区では、自転車利用の危険運転撲滅に向け、警察と連携して各季の交通安全運動や自転車マナーアップ強化月間に、駐輪場や街頭での啓発活動をおこなっております。また、小学校等での交通安全教室や中学生等を対象としたスケアードストレート教室等を通じて、交通安全意識の高揚を図る取組も行っております。 今後とも、これらの取組を通じた周知徹底を図るとともに、交通安全キャンペーンや各種イベントでの様々な機会を通じて、交通反則通告制度導入に関する法改正等のチラシ、リーフレットの配布や区ホームページや市政だより等への掲載など広報啓発に努め、利用者・歩行者双方ともに安心して暮らせるまちづくりを推進してまいります。

要請項目　（道路・交通施策－8）

要請内容	8. JR稲田堤駅新改札前道路ならびにJR稲田堤駅～京王稲田堤駅間連絡道路の 車両進入規制について（多摩区）継続
	JR稲田堤駅新改札前道路ならびにJR稲田堤駅～京王稲田堤駅間連絡道路は朝夕人通りが多く、とりわけ南武線到着後は人の流れが車道に及び、京王線への連絡道路も車両が歩行者すれすれを走行する状況が常態化しており極めて危険です。ひとたびブレーキの踏み間違いや故意による危険運転が起これば悲惨な結果につながりかねないため、ひときわ狭くなっている一方通行出口(JAセレサ～不二家付近)は7時30分から8時30分の歩行者自転車専用とはなっているものの、危険な状況は朝だけではないため、通り抜け禁止とし、JAセレサ川崎駐車場からは府中街道へ抜ける手前の道路を通行させるなどの方策や危険箇所を周知する看板を設置するなどの対策を講じるよう要請します。
回　答	回答 【まちづくり局】【多摩区】
	【まちづくり局】 JR南武線稲田堤駅につきましては、鉄道による地域分断の改善や踏切を横断する駅利用者の安全性、利便性の向上を目的として令和5年8月に自由通路南側及び橋上駅舎の使用が開始され、令和6年6月には自由通路北側の使用が開始され自由通路が全面開通したところです。 京王稲田堤駅への連絡道路のJAセレサから不二家の道路については、7時30分から8時30分まで車両通行禁止となっていると認識しております。安全対策について、交通管理者及び道路管理者に御意見をお伝えいたします。
	【多摩区】 引き続き現地調査や町内会・自治会等と連携しながら安全性向上の取組に努めてまいります。 なお、交通規制に関しましては、交通管理者である警察の所管となりますので、御要請いただきましたことについて所管警察署へ情報提供してまいります。

要請項目　（道路・交通政策－9）

要請内容	9. 県道14号線の久本神社前から末長交番前の間の事故防止対策について（高津区）継続
	川崎都市計画道路野川柿生線久本工区については令和5年3月末において約48%の用地取得率となっており、工事完成後は道路の両側に3mの歩道が設置されるとの報告ですが、事業完成にはまだ時間が必要であるとの認識です。 こうしたなか、久本神社前から末長交番前は朝の通勤・通学の時間帯は歩行者・自転車・自動車の交通量がたいへん多い状況です。自転車の逆走や一方通行路への進入、ガードレールのない西側は接触事故の起きる可能性も高く、非常に危険だと感じています。 事業完成までの間、用地取得が完了していない箇所についてはポストコーンの設置を検討する旨の回答をいただきましたが、引き続き、歩行者スペース確保の観点から路側帯の色舗装や、自転車マナーについての啓発看板を設置するなどの安全対策を講じるよう要請します。
回　　答	回答 【建設緑政局】 都市計画道路野川柿生線久本工区につきましては、現在用地取得を行っており、令和7年3月末現在の用地取得率は約48%となっております。 歩行者の安全対策につきましては、工事完成後、道路の両側に3mの歩道が設置されますが、工事完成までには時間を要することから、道路予定地の整備と併せて、歩行者通行スペースの確保に努めてまいりたいと考えております。 また、用地取得が完了していない箇所につきましては、ポストコーンの設置等、安全対策について検討してまいります。 今後も引き続き、早期の事業完成へ向けて努めてまいります。

要請項目　（道路・交通政策－10）

要請内容	10. 読売ランド4号踏切（百合丘1丁目）、生田3号踏切（多摩区西生田2丁目）の踏切の事故防止対策について （麻生区）継続
	小田急線読売ランド4号踏切、生田3号踏切は歩行者や自転車が通るスペースがなく、車と同じ導線を通行することになり危険だと感じており、踏切の拡幅などの事故防止対策を講じるよう要請します。
回　　答	回答 【建設緑政局】【多摩区】【麻生区】
	【建設緑政局】 読売ランド前4号踏切及び生田3号踏切につきましては、歩行者の安全確保に向けて、自動車運転者に注意を促す看板の設置を行っております。踏切道の安全対策は本市といたしましても重要と考えておりますので、引き続き、鉄道事業者と連携を図りながら、状況に応じて可能な安全対策の検討を行ってまいりたいと考えております。
	【多摩区】 踏切の改善に関しましては建設緑政局の所管となりますので、御要請いただきましたことについて情報提供してまいります。
	【麻生区】 踏切の改善に関しましては建設緑政局の所管となりますので、御要請いただきましたことについて情報提供してまいります。

要請項目　（道路・交通政策－11）

要請内容	11. KANTOモータースクール溝ノ口校前の電柱移設について （高津区）継続
	横断歩道付近に横断防止柵、電柱があるため、一人分の幅しかなく、人が滞留しています。 通勤、通学時間帯は人も自転車も非常に多く危険な状況ですが、歩道拡幅の計画が無いのであれば電柱の移設を要請します。
回　　答	回答 【高津区】 歩道内の電柱につきましては、関係企業者に対し、引き続き移設の要望が寄せられていることを伝えてまいります。

要請項目　（道路・交通政策－12）

要請内容	12. 溝の口駅南口ロータリーの進入規制緩和について（高津区）継続
	溝の口駅と富士通ゼネラル（末長3-3-17）とを結ぶ連絡バスは、平日の8:55から16:45頃まで、1時間に1，2便、1日に14回往復しています。2017年1月に溝の口駅南口広場が整備されるまで、長期にわたって進入許可が出ていましたが、広場が整備されてからロータリー内に進入・停車ができなくなってしまいました。そのため、溝の口駅側の乗降場所は「ラーメンのくち」（県道14号線／久本1-4-31）付近となっています。これにより、以下のような課題が生じています。 ①関係者の乗降・連絡バスの停車により、近隣住民の通行や交通の妨げとなっている。 ②富士通ゼネラルへ向かう際、高津区役所東側の交差点を右折し、道幅が狭い坂道を運行せざるを得ず、接触事故発生リスクが高くなる。 ③現在の乗降場所である「ラーメンのくち」付近は、日陰や屋根がなく、直射日光下での待機を強いられるため、夏季は時間帯によって利用者の熱中症リスクが懸念されるとともに、雨天や降雪時に滑倒や転倒のリスクが高くなる。 上記の課題を踏まえ、以下の3点を要請します。 ①富士通ゼネラルの連絡バスについて、溝の口駅南口ロータリーへの進入を許可すること。 ②万一、南口ロータリーへの進入が認められない場合には、民間企業の従業員用の送迎バスや、サイエンスパーク専用のバスが発着している北口ロータリーでの発着を許可するとともに、富士通ゼネラルへ向かう際に坂戸踏切での右折通行の許可（なお、北口発着ルートは、慢性的な渋滞や通行遅延が発生する時間帯もある、溝の口駅北口から坂戸踏切までの南武沿線道路を運行することになるため、できるだけ南口ロータリーへの乗り入れを認めていただきたい） ③上記に関する協議の場の設置および、必要な手続き・条件の整理と明確化 なお、これまでの改善要望に対し、「路線バス等への影響が大きい／顧客の送迎が目 的であることから公益性が低いために許可を出していない」「通行許可の特別な事情（電気、ガス、水道の工事、冠婚葬祭等）に該当しない」旨の回答がありました。 改善要望提出にあたっては、当該箇所における道路管理者や民間バス事業者等にヒアリングを行い、いずれも「特に大きな問題はない」との見解が示されているとともに、南口ロータリーへ進入している学校の送迎バスと比較して富士通ゼネラルの連絡バスの便数はその20％にも満たないこと、朝夕の通勤・通学ラッシュの時間帯に運行していないことなどから、路線バス等への影響は極めて軽微だと認識しています。 富士通ゼネラルの特例子会社は、川崎市内の特別支援学校の実習生受け入れ等も継続しており、必ずしも顧客や取引先だけでなく、福祉団体や川崎市の関係者なども多く利用していますので、企業として地域に根ざした公益性を有していると捉えています。 南口ロータリーには学校や病院、北口ロータリーには民間企業の従業員用やサイエンスパーク用のバスの進入を許可している一方、富士通ゼネラルに対しては「路線バス等への影響」「公益性が低い」等が課題とのことですので、南口ロータリーへの進入の許可がいただけない場合は、これについての協議の場の設置および、必要な手続き・条件の整理と明確化を要請します。
回　　答	回答 【高津区】 道路進入許可等の規制につきましては、当該場所を所管する高津警察署に情報共有いたします。

要請項目　（道路・交通施策―13）

要請内容	13. 蔵敷交番前交差点手前の黄色実線の引き直しについて（宮前区）継続
	野川柿生線を稗原方面から溝の口方面へ向かい、蔵敷交番前交差点手前は車両が2台並列で並ぶには狭く、右折車が複数台並ぶと直進・左折車が滞留し、渋滞の起点となっています。 第4次緊急渋滞対策箇所として車道部の拡幅工事を実施したものの滞留の解消には至っていない状況です。 県道世田谷町田線高石歩道橋下の例にならい、黄色実線を引き直しセンターラインの位置を変更し渋滞緩和を図るよう要請します。
回　　答	回答 【建設緑政局】 本市では、市内の交通の円滑化に向けた取組として、早期に事業効果の発現が期待できる市内の主要渋滞箇所等において、現道の幅員内における付加車線の設置及び延伸、信号制御の改善など即効的な対策による取組を進めており、現在は令和7年度までを計画期間とする第4次緊急渋滞対策に取り組んでいるところでございます。 蔵敷交番前交差点につきましては、第4次緊急渋滞対策の対策箇所に位置付けており、交通管理者との協議を踏まえ、令和6年12月には、同交差点稗原方面において、清水台方面への右折待ち車両の横を直進車が通り抜けられるようにするための車道拡張工事を実施し、現地状況を注視しているところでございまして、今後は、令和7年度内に交通量調査を実施し、対策の効果等を確認してまいります。 なお、御要望にありました高石歩道橋下交差点の事例は、左折待ち車両による直進阻害が渋滞の主因であったため、導流帯撤去とセンターライン位置変更により改善を図ったものです。一方、蔵敷交番前交差点では、右折車両の滞留が主因であり、道路構造や交通流の状況が異なることから、同様の手法を適用することは難しい状況でございます。

要請項目　（道路・交通政策－14）

要請内容	14. 平瀬踏切西側交差点の黄色実線の引き直しについて（高津区）継続
	野川柿生線を溝の口方向から宮ノ下方向へ向かい、平瀬踏切西側交差点は車両が2台並列で並ぶには狭く、踏切先の信号機が近いことから朝夕の時間帯や雨の日などは踏切が開いている時間が短く、右折できずに停車したままの車両が多く見受けられます。右折車が1台いるだけで直進が滞留し、朝夕しばしば渋滞を引き起こしています。 右折禁止や時間規制も難しいことから県道世田谷町田線高石歩道橋下の例にならい、黄色実線を引き直しセンターラインの位置を変更し、渋滞緩和を図るよう要請します。
回　　答	回答 【高津区】 平瀬踏切西側交差点の溝の口方向から宮ノ下方向へ向かう車線につきましては、今後、朝夕の混雑の解消に向けて、センターラインの位置を変更し下り線を広幅員化する検討を交通管理者と調整してまいります。

要請項目　（道路・交通政策－15）

要請内容	15. 多摩区生田1丁目フロンタウン生田 待機場の増設について（多摩区）継続 多摩区生田1丁目フロンタウン生田外周の道路は浄水場通り、府中街道、世田谷町田線、よみうりランド方面から双方向の抜け道として通行車両が多いにも関わらず、すれ違う場所を限定し、片方が停車していなければならないほど狭い幅員となっています。2024年度には待避所が2箇所設けられましたが、限定的なため効果的とはいえず、フロンタウン入口側の直線道路は変わらず狭いままとなっています。 車道の全線拡幅に否定的な近隣住民意見を踏まえつつ、事故の危険性が高くスムーズな安全通行を妨げている状況の改善を図るため、待機所の増設を要請します。
回　答	回答【多摩区】 フロンタウン生田外周の道路につきましては、これまでに地元町会やフロンタウン協議会から歩道と車道の拡幅要望を受けていた一方で、近隣住民や多摩警察署からは、車道拡幅によって交通量が増加し危険性が高くなることから、全線における車道拡幅には否定的な意見を頂いていました。 こうしたことから、それぞれの趣旨を考慮し地元町会やフロンタウン協議会と協議を重ねた結果、歩行者や車椅子利用者等が安全に通行できるよう歩道を拡幅し、車道については、すれ違いをスムーズに行えるよう幅員が狭く、歩道の幅員が確保できる2箇所に待避所を設置したものです。 今後、当該地周辺の土地利用状況や交通状況に著しい変化があった際には、地元町会や関連する団体などと協議の上、状況に応じた対応を図ってまいります。

要請項目　（道路・交通政策－16）

要請内容	16. 宮前区犬蔵交差点の右折感応制御の適正化（宮前区）継続 宮前区犬蔵交差点は東名高速道路川崎IC出口からの合流があり通行車両が多く、府中街道や世田谷町田線へ右折で抜ける交差点ということで、宮前平駅方向から向ヶ丘遊園方向への右折レーンの距離が延長されました。しかし、右折矢印が現示されても対向直進車の進行がとまらず右折出来ない状況にあり、朝夕ラッシュ時は右折矢印現示が短く4台程度しか右折できない状況が発生し、右折車両の渋滞の列が延びて直進のレーンが潰れて混雑の要因となっています。 明らかに車両感知器の認識による不備によることが原因となっていることから、感知器の交換を図るなどの対策を講じ右折感応制御を適正化するよう要請します。
回　答	回答【宮前区】 信号機等の運用に関しましては、交通管理者である警察の所管となりますので、御要請いただきましたことについて、宮前警察署に情報提供いたします。

要請項目　（道路・交通施策―17）

要請内容	17. 宮前区長沢交差点と長沢下交差点信号機の信号現示調整（宮前区）継続 宮前区長沢交差点は浄水場通り清水台方向への直進・右折が時差式信号機となっているが、長沢交差点の一つ先の隣接信号機が赤になってもしばらく青の現示となっています。 信号間の距離が短いため一定数の車両が進入することで滞留し、聖マリアンナ方面からの信号機が青になっても3、4台しか右折車両が進めない状況が発生しています。 また、時差が長いため世田谷町田線方向への車両が滞留し尻手黒川線市バス菅生車庫付近まで渋滞することが、ほぼ平日毎朝発生しています。世田谷町田線方向への青現示を延長することで時差は短縮となることから新たな時間は必要なく、従道路側の渋滞の懸念は無いため世田谷町田線方向への青現示延長と長沢下交差点信号機の現示延長を要請します。
回　答	回答【宮前区】 信号機の運用に関しましては、交通管理者である警察の所管となりますので、御要請いただきましたことについて、宮前警察署に情報提供いたします。

要請項目　（道路・交通施策―18）

要請内容	18. 中原街道能満寺交差点から千年交差点の制限速度について（高津区）継続 中原街道能満寺交差点から千年交差点は道路の拡幅工事も終了し歩行者の安全確保も図られています。千年から先の区間の連続性の観点からも実勢速度の調査、調査結果の検討後、制限速度を30㎞から40㎞への緩和を要請します。
回　答	回答【高津区】 自動車の制限速度等の交通に係る規制につきましては、当該場所を所管する高津警察署に情報共有いたします。

要請項目　（道路・交通施策―19）

要請内容	19. 宮前区野川住宅前交差点から有馬3丁目28付近の制限速度について（宮前区）継続 久末鷺沼線野川住宅前交差点から有馬3丁目28付近は道路も拡幅されており道路管理者の設計速度が時速40kmであるとの回答を得ました。実勢速度の調査、調査結果の検討後、制限速度を30kmから40kmへの緩和を要請します。
回　　答	回答【宮前区】 制限速度に関しましては、交通管理者である警察の所管となりますので、御要請いただきましたことについて、宮前警察署に情報提供いたします。

要請項目　（道路・交通施策―20）

要請内容	20. 第三京浜入口交差点の案内標識と舗装の連携について（高津区）継続 第三京浜川崎IC乗降時や二子千年線第三京浜入口交差点を走行する際、案内標識が複雑で複数枚設置されており、自車が何処にいるかも分かりづらく、Uターンをしてまわり込む行き先もあるなど一見して理解するのは難しい案内標識となっています。 案内標識に関してこれ以上の改良は困難との見解ですが、地理不案内車は進行に戸惑い、逆走しかけている状況も散見されることから、カラー舗装の色と案内標識の進行矢印の色を同色化し連携するなど、更なる工夫を施すよう要請します。
回　　答	回答【高津区】 第三京浜入口交差点に関しましては、令和4年度に交差点横浜側の車線にカラー舗装を施し、路線の明確化を行いました。同様に、交差点東京側の車線についても、カラー舗装を実施してまいりたいと考えております。 また、カラー舗装と案内標識の進行矢印の同色化を行い、より分かりやすい交通案内となるよう検討してまいります。

要請項目　（道路・交通施策―21）

要請内容	21. 尻手黒川線犬蔵交差点先の案内標識について（宮前区）継続 尻手黒川線犬蔵交差点の先は東名川崎ICとなっていますが、右車線を走行している車両は案内標識の分かりにくさから気付いた時には黄色実線直前となっており、黄色実線上で車線変更する車両が多く見受けられ危険箇所となっています。 案内標識確認時点では2車線となっていることから、川崎方向の矢印は1本にするよう要請します。 また、「350m先車線変更禁止」や「川崎方面 左へ」などの補助的な案内標識を整備するよう要請します。
回　　答	回答【宮前区】 尻手黒川線上り線の東名川崎IC付近におきましては、第2通行帯（右側車線）を走行する車両が川崎方面へ向かう際には第1通行帯（左側車線）に車線変更をする必要があり、御指摘の通り東名川崎ICの直前で車線変更する車両が多くなっております。 当該箇所の案内標識については、約350m先にございます「東名入口」交差点の車線を案内予告する標識を設置しております。しかしながら、通行する車両の運転手に対して「わかりづらい」という御意見をいただいておりますことから、令和8年度設置に向けて、案内板や路面標示など、効果的な案内標示の実施について、現在、交通管理者及び東名高速道路を管理している中日本高速道路株式会社と具体的な設置箇所などについて協議を進めているところです。

要請項目　（道路・交通施策―22）

要請内容	22. 末長4丁目12付近交差点の啓発看板の設置について（高津区）継続 南北に止まれはあるものの東西からの見通しが悪く、東西の往来側が止まらなければ事故に繋がるような状況が散見されています。 小学生の登校時間帯はボランティアと思われる方が交通誘導をしていますが、長期休み期間は無人、また、夕方や夜は南北の車や自転車等が徐行程度で走行している様子が多々見受けられ危険です。 昨年度、信号機設置について要請し設置困難との回答でしたので、歩行者、自転車の安全確保の観点から自動車、自転車向けの啓発看板の設置を要請します。
回　　答	回答【高津区】 川崎市の啓発看板につきましては、東電柱を管理する東京電力タウンプランニング株式会社と契約を締結し、電柱に巻付ける小型電柱巻付看板の設置を全市的に展開しているところです。当該地区につきましても、現地調査を行い小型電柱巻付看板設置向けた検討を行います。

要請項目　（道路・交通政策－23）

要請内容	23. 下野毛入口の安全対策について（高津区）継続 下野毛入口信号付近は近くに運送会社が多いことから大型トラックの通行も頻繁であるにもかかわらず、歩道が非常に狭くガードレールも無いため危険な状況にあると認識しています。歩行者、自転車との接触事故防止の観点からグリーンベルトのカラー舗装を実施するなどの安全対策を講じるよう要請します。
回　　答	回答【高津区】 下野毛入口信号付近の安全対策につきましては、市道下野毛20号線の歩道の無い区間について、グリーンベルトのカラー舗装を設置する工事を令和8年3月までに実施いたします。

要請項目　（道路・交通政策－24）

要請内容	24. 宮前区小台1丁目８－1付近Y字路の安全対策について（宮前区）継続 宮前区小台1丁目８－1付近のY字路は「止まれ」が旧大山街道手前にあるのみとなっておりY字の手前に「止まれ」が無いこと、見通しが著しく悪いことが要因となり歩行者、自転車、自動車の事故の危険性が高い箇所となっています。 安全性確保の観点からミラーの設置などの安全対策を講じるよう要請します。
回　　答	回答 【宮前区】 当該Y字路については、交通管理者と協議し、見通しも悪くなく、隅切りも設置していることから、カーブミラーの設置は現状において設置基準に満たしていないところでございますが、安全確保を確保するため、令和7年2月に優先道路を認識できるよう交差点部に区画線（破線）を設置したところです。今後につきましても、引き続き現場を注視するとともに交通管理者とも引き続き連携してまいります。

要請項目　（道路・交通政策－25）

要請内容	25. 多摩区中野島6丁目付近の安全対策について（多摩区）継続 多摩区中野島6丁目「薬のナカヤマ」前付近は緩やかなカーブになっている箇所だが、自動車、二輪車がスピードを落とさず通過する状況が散見され危険な状況です。 カーブミラーと片側に車止めが設置されているものの住民や多くの生徒児童が通学する箇所として歩行者がひと際多いだけに、もう一歩踏み込んだ対策を講じていただきたいと思います。 車両向けに減速帯（ハンプ）の設置や路面標示材による屈曲や狭窄の視覚効果で速度を低減させるなどの対策を要請します。
回　　答	回答 【多摩区】 道路交通規制に関しましては、交通管理者である警察の所管となりますので、御要請いただ きましたことについて、引き続き所管警察署と情報共有してまいります。

要請項目　（道路・交通政策－26）

要請内容	26. 高津区末長1丁目付近の安全対策について（高津区）継続 高津区末長1丁目7アルバゴルフクラブ付近から1丁目8ローソン梶ヶ谷駅前店付近までは国道246号線の抜け道になっており、交通量が多いにもかかわらず歩道がなく路側帯も狭い区間が長い。 グリーンベルトのカラー舗装や車線分離標が立てられてはいるものの、スクールゾーンで子どもや自転車の通行も多いことから路側帯の拡幅を要請します。
回　　答	回答 【高津区】 当該箇所の路側帯拡幅につきましては、外側線の位置を車道側にずらす必要があるため、交通管理者と協議し検討しましたが、道路総幅員6．4mで車道部の幅員は4．4mしかなく、バスの通行や車両相互通行の利用を踏まえますと車道部の幅員をこれ以上縮めることが難しく、路側帯の拡幅は困難と考えております。

要請項目　（道路・交通政策－27）

要請内容	27. 世田谷町田線新百合ヶ丘から柿生間の4車線化について（麻生区）継続 都市計画道路に位置付けられている世田谷町田線は麻生区内において麻生警察署前交差点から町田市との境まで川崎市による拡幅工事が計画されており、4車線化に向けて段階的に工事が進められております。 片平工区、上麻生Ⅰ期工区までの間は用地が確保され、令和7年度完成に向けての工事に進捗がみられるものの、柿生駅北口付近から上麻生交差点までの間は用地取得率が31％と低く工事に停滞感が見受けられます。早期の実現を要請するとともに進捗状況やスケジュールの報告をお願いします。
回　　答	回答 【建設緑政局】 本市の都市計画道路の整備につきましては、効率的・効果的な道路整備を推進していくため、「第2次川崎市道路整備プログラム（平成28～11年度）」に基づき、客観的な指標などを用いて整備効果の高い箇所を選定することにより、整備箇所の重点化を図りながら取組を進めているところです。 麻生区内の都市計画道路世田谷町田線（津久井道）の拡幅整備（片側2車線）につきましては、片平工区（麻生警察署前交差点～片平2丁目交差点付近）、上麻生Ⅰ期工区（片平2丁目交差点付近～柿生駅北口バス停付近）及び上麻生Ⅱ期工区（柿生駅北口バス停付近～町田市境）の区間において事業を進めております。片平、上麻生Ⅰ期の両工区につきましては、整備に必要な用地が全て確保されたことから、現在、令和7年度までの完成に向けて道路拡幅整備工事を進めております。 また、上麻生Ⅱ期工区につきましては、平成31年1月に事業認可を取得し、令和7年3月末時点での用地取得率は約31％であり、現在、関係地権者と用地取得に向けた交渉を行っているところです。

要請項目　（道路・交通政策－28）

要請内容	28. 菅早野線下麻生付近拡幅工事について（麻生区）新規 菅早野線ハックドラッグ（下麻生2丁目5）付近から下麻生交差点付近間は拡幅工事が計画されており用地取得が進められております。 東柿生小学校付近は電柱などの影響を受け、車のすれ違いが困難な箇所や小学生の通学路にもあたり危険箇所の改善が見込め完成が期待されております。 かなり以前から計画されているものの停滞感が見受けられます。早期の実現を要請するとともに進捗状況やスケジュールの報告をお願いします。

回　　答	回答【建設緑政局】 都市計画道路菅早野線下麻生工区につきましては、令和7年3月時点で用地取得率は約99%となっており、残る用地についても、用地交渉を進めているところです。 また、令和6年度から東柿生小学校前の道路築造工事を進めており、今年度はハックドラッグ付近から東柿生小学校交差点までの道路拡幅工事に着手したところです。 今後も引き続き、令和11年度の完成に向けて整備を進めてまいります。

要請項目　（道路・交通政策－29）

要請内容	29. 高津区末長3－30－34付近の歩道にかかる植栽の繁茂について（高津区）新規
	高津区3－30－34付近（KANNTOモータースクールから武蔵新城駅へ向かう歩道沿い）はJR南武線側から草木が歩道側へ大きく張り出している状況が確認されています。 特に、末長3―30付近までの区間では、草の繁茂により通行できる歩道の幅が狭まり、車道を歩行する人が多く見受けられています。 区役所で対応できない状況であれば、速やかにJRへ植栽の繁茂状況の確認と、除草・剪定を実施通告するよう要請します。
回　　答	回答【高津区】 高津区末長3-30-34付近における植栽の繁茂につきましては、御指摘のとおり南武線側から歩道側へ繁茂している状況が見受けられたため、令和7年8月に東日本旅客鉄道株式会社へ指導を行い、同社が樹木剪定を行いました。 今後も引き続き、当該地の樹木を適切に管理するよう指導してまいります。

要請項目　（道路・交通政策－30）

要請内容	30. 南武沿線道路の樹木の根上がりによる歩道の隆起について（高津区）新規
	南部沿線道路（にじいろ保育園武蔵新城〔高津区新作5-17-18〕）から新城駅西側の交差点付近は保育園がすぐ近くにあり、通勤・通学のために武蔵新城駅を利用する歩行者が多い地域です。歩道の一部において、根上がりによる歩道の隆起により、夜間や雨天時には、視認困難となり歩行者がつまずいて転倒し、怪我を負うリスクが高く危険箇所となっています。 視認困難な路面起伏によって歩行者が危険にさらされることのないよう、路面の改修を要請します。
回　　答	回答【高津区】 御指摘の箇所の歩道につきましては、令和8年3月までに舗装の補修工事を行う予定です。

要請項目　（道路・交通政策－31）

要請内容	31. 尻手黒川線土橋宮前平ガード下間の道路補修について（宮前区）継続
	同様に尻手黒川線土橋から宮前平ガード下間（サイゼリア入口付近、佐脇紙器出入口付近、交差点横断歩道そば、エネオスGSそば等）も水溜りができる箇所が多く、車線いっぱい使用して走行するバスや大型車が通行する際に水撥ねをおこしています。佐脇紙器出入口付近は補修跡がみられるものの貨物自動車の出入が多いためか窪みが生じています。 水撥ねは道路交通法上の違反行為にあたることからも路面の平坦化などの補修を要請します。プ）の設置や路面標示材による屈曲や狭窄の視覚効果で速度を低減させるなどの対策を要請します。
回　　答	回答【宮前区】 尻手黒川線の土橋から宮前平ガード下間のバスや大型車の走行による水撥ねについては、 著しい水撥ねが確認された佐脇紙器出入口付近におきまして、車道の端部に路面シートを貼付し、水撥ねの緩和対策を実施したところです。 今回の事象は、大型車両の出入りを起因とするタイヤのねじれが原因と推測しており、切下げ部付近の局所的な対応が必要と考えています。そのため令和7年度に切下げ部箇所において第1通行帯の車道の補修工事を行うなど、水撥ね（轍ぼれ）対策を実施してまいります。引き続き、工事完成後の状況について、注視してまいります。

要請項目　（道路・交通政策－32）

要請内容	32. 宮前区神木本町交差点付近の道路補修について（宮前区）継続
	野川柿生線を溝の口方向へ進行し神木本町交差点進入前（横断歩道手前）は道路が一部陥没し、貨物車やバス等が通行する際、水撥ねをおこしています。自転車、バイクにとって転倒の危険性もあるほか、歩道が狭いため通行人への水撥ねや事故の巻き添えの可能性も否定できません。 こうしたことから当該箇所の補修を要請します。
回　　答	回答【宮前区】 当該交差点の野川柿生線溝の口方面への進入部の車道（横断歩道手前）については、自転車やバイクの転倒事故の危険性回避及び車道からの水撥ねを緩和するため、令和7年度に車道の補修工事を実施してまいります。工事完成後の状況につきましても注視してまいります。

要請項目　（道路・交通政策－33）

要請内容	33. 宮前区宮前平2丁目15付近（灰吹屋ドラッグ前）横断歩道から市バス4番停留所前横断歩道の道路補修について（宮前区）継続
	宮前区2丁目15付近（灰吹屋ドラッグ前）横断歩道から宮前平駅前横断歩道はひび割れ、凸凹、補修跡などから転倒の危険性を感じるほどの状況となっているほか、横断歩道のラインも薄くなり夜間、雨天時などは見えにくく歩行者の安全が確保できていません。 当該箇所の補修を要請します。
回　答	回答【宮前区】 宮前区2丁目15付近（灰吹屋ドラッグ前）横断歩道から宮前平駅前横断歩道の間については、昨年度、部分的な補修に努めてきたところです。 しかしながら、詳細な現場調査を行った結果、当該箇所含め広範囲において補修する必要と判断したところでございます。そのため令和8年度に「宮前平駅前交差点～灰吹屋ドラッグ前～宮前平駅4番バス乗り場前」までの範囲の車道を補修するとともに横断歩道について区画線補修してまいりたいと考えております。

要請項目　（道路・交通政策－34）

要請内容	34. 高津区北見方2丁目22付近から高津区瀬田3丁目3付近間の道路改修について（高津区）継続
	高津区北見方2丁目22付近から高津区瀬田3丁目3付近間（多摩沿線道路下側道）は多摩沿線道路二子橋付近の恒常的な混雑から抜け道とされていますが、道路のひび割れ、凹凸が多く、所々補修のあとは見られるものの、自転車、バイクなどの通行において安全とは言い難い路面状況となっています。 全体的な路面の改修を要請します。
回　答	回答【高津区】 高津区北見方2丁目22付近から高津区瀬田3丁目3付近間（多摩沿線道路下側道）につきましては、舗装の状態が悪い箇所を優先し、計画的に補修してまいります。

要請項目　（生活環境政策－1）

要請内容	1. コミュニティ交通導入の取り組みについて（全区）継続
	丘陵地の多い川崎北部地区4区においては、高齢者や身体の不自由な市民には階段や坂道の上り下りは身体的に負担も大きいこと、雨天時には両手を自由に使うことができないため転倒し怪我につながる可能性もあること。 また、真夏の日中には熱中症になる可能性も高く人命にかかわる深刻な事態に直結することから、公共交通環境の整備は喫緊の課題ととらえています。 しかしながら、コロナ禍における生活様式の変更を受け、公共交通事業者は採算性向上をうたい便数は減少傾向が続いています。 北部地区4区では、それぞれの特性を生かした地域公共交通の充実を目指して住民と運行事業者が連携しコミュニティ交通が本格運行されています。新百合ヶ丘駅周辺におけるオンデマンド交通「しんゆりシャトル」の運行などで地域の課題解決を図る取り組みも進められてきました。 2024年9月から12月まで麻生区片平地区におけるコミュニティ交通「かきまる号」は2回目の実証実験を有償での運行、宮前区平地区におけるコミュニティ交通「つばめ号」は2024年10月から2025年3月まで実証実験に取り組むなどの報告があげられました。 引き続き、北部地区4区の立地的課題と既存交通の縮小傾向を踏まえ、コミュニティ交通は欠かすことができない地域公共交通であるとの認識のもと、各区において2022年3月策定の「コミュニティ交通の充実に向けた今後の取組」や「コミュニティ交通導入に関する手引き」のガイドラインに沿ってトライアル制度などが活用されるよう積極的な周知を進め、導入のサポートを担い地域の活性化に繋げていくよう要請します。 さらに、2024年12月に多摩区長尾台地区を運行するコミュニティ交通「あじさい号」が本格運行開始から10周年を迎え、黒字化を達成するなど成功事例も生じてきていることから情報の共有と展開を要請します。 また、具体的に協議会などの立ち上げについて取り組みがありましたら報告をお願いします。
回　答	回答【まちづくり局】 コミュニティ交通につきましては、社会環境の変化等を踏まえ、「コミュニティ交通の充実に向けた今後の取組」を令和4(2022)年3月に取りまとめ、これまでの地域の主体的な取組については、取組手順の見直しや支援内容の拡充を行うとともに、民間事業者をはじめとする多様な主体と連携し、ICT等新技術・新制度を活用した新たな取組を推進しております。 本年度は、宮前区平地区において昨年度の試験運行結果を踏まえた運行実験や昨年度から継続し、中原区と高津区の一部におけるオンデマンド交通の実証実験などの取組を推進しているところでございます。 今後も、こうした取組などを通じて、持続可能な地域交通環境の向上に取り組んでまいります。

要請項目　（生活環境政策－2）

要請内容	2. 巡回・パトロール、危険箇所の改善強化（全区）継続
	2019年5月28日の朝に多摩区の小学生が犠牲になった無差別殺傷事件を背景に、子どもや市民が、安全で安心して暮らせるまちづくりが喫緊の課題であると認識しています。 また、近年登下校時に児童が巻き込まれる自動車事故が頻発しており、どのように安全対策を講じていくかが議論となっています。 さらに、2024年8月には川崎区の路上で客引き行為をしていた2人が50代男性を死亡させる事件が発生するなど繁華街での客引き行為も問題となっています。 日頃から警察・行政・自治会や地域住民などが協力して積極的に見守り活動や監視体制の強化してこられた具体的対策や評価などについての報告と通学路や繁華街などの危険箇所の改善を図るよう要請します。

回　　答	回答 【教育委員会事務局】【高津区】【宮前区】【多摩区】【麻生区】
	【教育委員会事務局】 通学路の安全対策については、毎年、「川崎市通学路交通安全プログラム」に基づき、各学校からの通学路の改善要望に対し、警察や道路管理者等関係機関で構成する「川崎市通学路安全対策会議」の各区部会において、現地確認を行うとともに対応を協議し、対策を適宜実施しています。また、登下校時に児童を見守る地域交通安全員の配置、区役所・警察による交通安全教室の開催、警察OBであるスクールガード・リーダーによる通学路の巡回、警察等関係機関による登下校時の巡回パトロールの実施、「多摩区子ども見守りの日」における警察・町内会・自治会等の連携による児童の見守りや、関係機関の協力による「防犯パトロール中」のステッカーを車両に掲出した活動の実施など、地域全体で子どもたちを見守る取組も行っております。 今後も、保護者・地域・関係機関等と連携を図りながら、児童生徒の安全確保に努めてまいります。
	【高津区】 高津区では、防犯対策について、高津警察署や地域の防犯パトロール隊と連携し防犯パトロールを強化すると共に、青色回転灯を付けた公用車での巡回を定期的に実施し、登下校時の見守り活動を実施しています。 また、交通安全対策については、地域の交通団体と連携し、毎月2回の早朝街頭指導や主要交差点での見守り活動を行い、交通安全に対する取組みを推進するとともに、毎年、通学路安全対策会議に参加し、各学校から要望のある危険箇所の対策を教育委員会や高津警察署と協力して、検討、実施しています。 今後も地域の団体や高津警察署と連携し、効果的な対応を行ってまいります。
	【宮前区】 宮前区では、「宮前区安全・安心まちづくり推進協議会」を中心とした関係団体・機関の御協力のもと防犯対策を含む安全・安心に関わる取組を進めています。 具体的には、青色回転灯を装備した公用車による防犯パトロールの実施、防犯活動を支援するための防犯パトロール用品の貸与、落書き等の秩序違反行為を放置することが犯罪を誘発するという観点から、町内会・自治会等に対して、落書き消し用の溶剤や塗料、手袋、マスク等道具類の貸与・提供や作業支援を行っております。また、定期的に町内会・自治会と行政が地域パトロールを実施し、見守り活動や監視活動を進めております。犯罪に強いまちをつくるには、一人ひとりが地域の中で信頼関係を築くことが大切であることから、地域の中でも核となる学校を中心として、「あいさつ」を交わしあい、人と地域の輪を広げていく学校と地域が行う「あいさつ運動」を支援しています。 また、警察・行政・学校による通学路安全対策会議や子ども安全・安心協議会、地域パトロールにより出された通学路危険箇所について、電柱幕や路面標示による対策を行っております。 今後も、地域住民や警察などの関係機関との連携により、地域の方々が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進してまいります。
	【多摩区】 多摩区では、安全・安心な地域環境づくりを推進するため、地域団体、事業者、警察及び行政等からなる「多摩区安全・安心まちづくり推進協議会」を設置し、青色回転灯パトロール車によるパトロール、防犯ベストを着用したパトロールなど、地域での自主防犯活動を推進しています。 事件後は、毎月28日を「多摩区子ども見守りの日」として、警察、消防、区役所が連携し、パトカー、消防車、青色回転灯パトロール車によるパトロールを実施するとともに、小学校の校門に警察官が立つなど見守り活動を強化しています。 車両に貼付する「防犯パトロール中」マグネットシートや「地域安全」キャップ（帽子）を作成し地域団体等に貸与することで、見守りの目を増やす取組も実施しています。 また、令和6年10月から愛犬の散歩に併せてパトロールを行う「多摩区わんわんパトロール」を開始しました。さらに、令和7年度から子ども自身が自分で自分を守る力を身に付けることを目的とした「防犯安全マップづくり」事業を開始し、希望のあった区内小学校で実施しました。 今後も児童の安全対策として、通学路の危険な箇所を点検・改善する取組を学校など関係機関と連携して実施し、引き続き、関係機関と連携しながら安全性向上の取組に努めてまいります。
	【麻生区】 麻生区では、安全・安心な地域環境づくりを推進するために、地域団体、事業者、警察及び行政等からなる「麻生区安全・安心まちづくり協議会」を設置し、同協議会の取組として、地域の団体に対してパトロール用物品の貸与をし、防犯活動を支援しています。こうした中、、令和5年度から「わんわんパトロール」事業を開始し、ペットを飼育している個人登録者に対して、サコッシュなどお散歩グッズを貸与し、地域の防犯パトロールに協力をいただいています。一方、麻生区役所におきましても、青色回転灯をつけた車両による登下校時間帯のパトロール活動を強化している他、一般の公用車にも「パトロール実施中」のマグネットステッカーを貼付し、業務で地域を巡る際にパトロールの意識を持って走行するよう努めております。 また、地域における犯罪抑止の観点から、研修を開催する等、今後も区役所によるパトロールと共に、地域での防犯・見守り活動の支援を推進してまいります。 更には、区内小学校、警察、行政で連携のもと、通学路における危険箇所の点検を実施し、改善要望のあった箇所について検討・対応を行うとともに、小学校区ごとに危険箇所を記した「せいふてぃまっぷ」を毎年度更新し、新入生全員に配布し、保護者からも高い評価を受けています（区ホームページにも掲載）。 今後とも、関係機関と連携し、通学路における安全確保を図ってまいります。

要請項目　（生活環境政策－3）

要請内容	3. 自転車ヘルメット着用推進の独自取り組み（全区）継続
	令和4年4月27日「道路交通法の一部を改正する法律」が公布され、令和5年4月1日から自転車を利用するすべての人の乗車用ヘルメットの着用が努力義務化されることとなりました。 自転車事故で死亡した人の約7割が、頭部に致命傷を負っていると言われています。 また、ヘルメットを着用していない場合の致死率は、着用時と比較すると約2.3倍も高くなることが分かっていることから、命を守るために、努力義務化に至りました。 川崎市内において2024年度自転車関係事故発生件数は984件と（前年度比＋43件）と増加しており、北部4区では高津区、多摩区、麻生区では僅かに減少となったものの宮前区では88件（前年比＋1件）と増加し、市内の交通事故発生件数に占める割合は、約34.9%と高い水準となっていますが、ヘルメット着用者は少ない状況となっています。 ヘルメットを購入する際に補助金を給付する自治体も多くあることから、自転車事故による犠牲者を減少させ着用者を増やすために高校生以上、市内在住者などを対象とし購入費用の補助制度が確立されるよう要請します。
回　　答	回答【市民文化局】 自転車乗車時のヘルメット着用率の向上が交通事故死者数の減少に大きく寄与すると認識しておりますが、自転車交通事故を減少させるためには、ルール・マナーを遵守し、交通事故を未然に防ぐことが重要であると考えております。川崎市では自転車ヘルメット購入にかかる費用補助等を実施する予定はありませんが、引き続き、自転車ヘルメット着用を含めた、自転車利用者への交通ルールの周知とマナーの向上に向けた広報啓発を実施してまいります。

要請項目　（生活環境政策－4）

要請内容	4. 路上喫煙防止に向けた取り組み（全区）継続
	「川崎市路上喫煙の防止に関する条例」が施行されて以降、路上喫煙防止に向けた啓発活動や巡回活動、健康志向の高まり等により路上喫煙者数は大幅に減少しており、喫煙者全体のマナーも大幅に改善していますが、一方、未だに路上喫煙防止重点区域において喫煙している人が散見しています。 北部地区は東京や横浜のベッドタウンとして、幅広い年齢層の市民が在住しており、そこには幼稚園や小学校があり通学する生徒が多くいます。 子どもたちが受動喫煙や、やけどなど煙草の被害者にならないよう、環境の整備は不可欠です。引き続き路上喫煙防止に向けた広報・啓発活動等の徹底と強化を要請します。
回　　答	回答【市民文化局】【高津区】【宮前区】【多摩区】【麻生区】
	【市民文化局】 川崎市では、道路や駅前広場などでの喫煙が周囲の歩行者にやけどを負わせたり、衣類などに焼け焦げをつけたりするおそれがあることから、こうした他の歩行者に対して危険となる行為を防止し、歩行者の安全を確保することを目的として平成18年4月1日に「川崎市路上喫煙の防止に関する条例」を施行いたしました。 条例施行以降、市内各駅周辺での毎月のキャンペーン活動や市営バス車内での広報など、路上喫煙防止に向けた啓発活動を行うとともに、路上喫煙防止指導員の巡回活動により路上喫煙者への注意・指導を行っています。 しかしながら、いまだに路上で喫煙をする者がいることから、今後も指導員による注意・指導の徹底を図るとともに、引き続き広報・啓発活動等に取り組んでまいります。
	【高津区】 高津区では川崎市路上喫煙の防止に関する条例に基づき、区内の主要駅周辺で毎月、キャンペーンを実施しています。 今後も引き続き、関係機関と連携し路上喫煙防止に向けた広報、啓発活動に取り組んでまいります。
	【宮前区】 宮前区内では、「川崎市路上喫煙の防止に関する条例」の施行以降、区内各駅周辺での毎月のキャンペーン活動など生活環境事業所や町内会・自治会、ボランティアの方と連携しながら路上喫煙防止に向けた啓発活動を行っています。しかしながら、いまだに路上で喫煙する人がいるため、今後も自治会やボランティアの方たちと協力、連携しながら、引き続き広報、啓発、注意喚起に取り組んでまいります。
	【多摩区】 多摩区では、毎月、区内の主要駅周辺で、路上喫煙防止キャンペーンを実施し、啓発活動に取り組んでおります。 今後も、引き続き市をはじめとした関係機関と連携しながら路上喫煙防止の取組に努めてまいります。
	【麻生区】 麻生区では、新百合ヶ丘駅などの主要駅周辺において、路上喫煙防止キャンペーンを毎月実施し、区民の方々にも御参加いただき、清掃・啓発活動を実施しています。 今後とも、関係機関と連携しながら路上喫煙防止に向けた広報・啓発活動に取り組んでまいります。

要請項目　（生活環境政策－5）

要請内容	5. 市内公園における禁煙の取り組みについて（全区）新規
	2025年7月から「魅力的な公園づくりに向けて、望まない受動喫煙の軽減、たばこの火による安全面や吸い殻のポイ捨ての改善を図り、子どもたちが安全に安心して利用できる環境を確保するため、川崎市都市公園条例の一部を改正し、公園内において禁止する行為として、一部の喫煙可能スペースが設けられた公園以外は原則禁煙となりました。 公園には周知のため看板が設置されており、違反した場合は最大5万円の過料の対象となるということですが、市内約1,200箇所ある公園に対応できる巡回指導員の確保や啓発の看板のみならず、実効性のある取り組みを講じるよう要請します。

回　　答	回答【建設緑政局】 本市では、魅力的な公園づくりに向けて、望まない受動喫煙の軽減、たばこの火による安全面や吸い殻のポイ捨ての改善を図り、子どもたちが安全に安心して利用できる環境を確保するため、公園内における喫煙の取扱いについて、川崎市都市公園条例の一部を改正し、公園内において禁止する行為として、「喫煙をすること」を追加しました。 令和7年4月から市内すべての公園に「公園内は禁煙」となる旨の看板を掲示し周知するとともに、公園巡回指導員による公園パトロールを行っております。 併せて、多言語看板の作成、公園のルール・マナー啓発動画による広報や、市内全域の町内会、自治会へチラシの回覧、掲示を行い周知してまいりました。 また、条例施行から令和8年3月３１日までの間を、新たな禁止行為の周知期間として、「喫煙」を過料適用の対象外とし、本取組への理解と「公園内は原則禁煙」であるという認識を市民へ浸透させる期間としております。 令和8年4月1日以降については、過料適用の対象となるため、公園巡回指導員による注意・指導の徹底を図るとともに、引き続き、多様な媒体による広報・啓発活動等に取り組んでまいります。

要請項目　（生活環境政策－6）

要請内容	6. 向ヶ丘遊園喫煙所の受動喫煙防止対策について（多摩区）継続
	向ヶ丘遊園駅喫煙所は、車道のすぐ横にあり、自動車が停止した際に風向きによって煙が車内に入ったり、二輪車や自転車の運転者にかかったりしているなど、2020年4月に改正された健康増進法における「望まない受動喫煙を防止する」取り組みの観点から相応しい場所とはいえず、さらに喫煙者がガードレールに腰掛けながら喫煙するなど危険な状況も見受けられます。 タバコの火からの安全確保のみならず、煙による不快感の軽減を考慮する観点からも道路側に溝の口駅南口喫煙所同様の高いパーティションを設置するよう要請します。
回　　答	回答【市民文化局】 川崎市では、道路や駅前広場などでの喫煙が周囲の歩行者にやけどを負わせたり、衣類などに焼け焦げをつけたりするおそれがあることから、こうした他の歩行者に対して危険となる行為を防止し、歩行者の安全を確保することを目的として平成18年4月に「川崎市路上喫煙の防止に関する条例」を施行しました。 条例では、喫煙者には市内全域で路上喫煙をしないよう求めるとともに、主要駅周辺などの多くの歩行者が利用する区域を「路上喫煙防止重点区域」として指定し、区域内では市で設置した指定喫煙場所を除き喫煙を禁止しています。 指定喫煙場所は、条例により重点区域での喫煙を制限する一方で、喫煙自体は違法ではないことから、喫煙者、非喫煙者の共存を図るために、歩行者動線を外れて歩行者の安全を確保できる場所へ必要最小限の数を設置しています。 また、指定喫煙場所には、喫煙者を特定の場所へ誘導することにより、重点区域内の路上喫煙やポイ捨てを減らす目的があり、駅から遠く離れた場所に設置するとその目的を果たさなくなる可能性があることから、駅周辺に設置しています。 向ヶ丘遊園指定喫煙場所について、スペースの確保に課題があり、移設することが困難な状況になりますが、たばこの火からの安全確保のみならず、煙による不快感の軽減等を考慮して、状況の改善に向けた検討を行ってまいります。

要請項目　（生活環境政策－7）

要請内容	7. 京王稲田堤駅ホームの安全対策について（多摩区）継続
	利用者が10万人未満の駅である京王稲田堤駅については、利用実態を踏まえ順次整備を進める意向と伺いましたが、ホームドア整備にはホームドアの荷重に耐えるためホームの補強が必要になること、国土交通省や自治体からの補助制度を活用し設置を進めていることなどの課題があり、整備には相当の時間が必要なことが報告されました。また、ホームと車両の段差隙間縮小対策として、転落防止ゴム設置およびホーム高さの改修工事を2021年に完了しました。 しかしながら、2024年は3月、4月、7月に人身事故が発生するなど安全対策が万全とはいえない状況となっています。 京王線のホームドア整備については、2024年11月に2030年代前半までに京王稲田堤駅を含む京王線全線にホームドアを設置することが示されたとの報告をいただきましたが、完了するまでの間に時間を要することなどから、引き続き、安全対策に取り組むとともに進捗状況などの報告を要請します。
回　　答	回答【まちづくり局】 京王線のホームドア整備については、令和6年11月に京王電鉄から、2030年代前半までに京王稲田堤駅を含む京王線全駅にホームドアを設置していくことが示されました。 また、京王稲田堤駅については、バリアフリーの観点から、列車とホームとの間の段差および隙間を縮小する対策として、転落防止ゴムの設置やホーム高さの改修が同社により実施されているところですが、本市といたしましては、引き続き、神奈川県鉄道輸送力増強促進会議等を通じて、ホームドアの設置を要望していくとともに、できるだけ早期の設置を求めてまいりたいと考えております。

要請項目　（生活環境政策－8）

要請内容	8. 横浜市高速鉄道3号線の延伸について（麻生区）継続
	横浜市高速鉄道3号線の延伸については、2019年1月に、整備効果、延伸区間の費用対効果及び採算性が認められることから、横浜市が事業化することとし、横浜市・川崎市で相互に連携・協力して事業推進するため覚書を交換しました。また、2020年1月に、概略ルート・駅位置について双方の市民意見等を踏まえ、横浜市・川崎市の両市で合意しました。 延伸区間には、新たに4駅を設置し、交通政策審議会答申の目標年次である、2030（令和12）年開業を目指しています。市民の関心が高く、様々な整備効果内容が期待される本路線については効果が最大限に発揮されるよう新駅付近の基盤整備や街づくりに市民・住民の要望に配慮しながら取り組みを推進すること。 さらに、相鉄・東急直通線(横浜市港北区)や外環道(東京都調布市)の工事などで陥没事故が発生しているなどから、騒音や安全性に関する住民不安の解消に最大限努めること。その進捗とスケジュールを丁寧に説明することを要請します。 また、地域資源を活用し、賑わいを創出するなどの活性化に資する取り組みを強く推進するようあわせて要請します。

回　　答	回答【まちづくり局】 横浜市高速鉄道3号線（横浜市営地下鉄3号線）の延伸につきましては、横浜市と連携し、国や関係者との協議・調整を進めるとともに、今後の行政手続きを見据え、ルート・駅位置等の具体化に向けた調査・設計の深度化などについて検討を進めているところでございます。 建設工事の安全に対する考え方につきましては、横浜市からは、「鉄道の新線建設において、安全の確保は最重要課題と受け止めている。土質調査の結果や、他の陥没事故の調査結果により得られた知見も含め、延伸区間の建設計画に反映していきたいと考えている。また、事業の進捗にあわせて、地域の皆様に丁寧な説明を行い、事業へのご理解とご協力をお願いしていく」と伺っております。 本路線につきましては、市民の関心も高く、一日も早い開業が望まれておりますので、引き続き横浜市と連携して、適宜、市民の皆様へ情報提供しながら、早期の鉄道事業許可取得に向け、必要な手続き等を着実に進めてまいります。

要請項目　（生活環境政策－9）

要請内容	9. 南武線ご当地発車メロディーの復活について（全市）新規
	南武線は2025年3月のワンマン運転化にともないご当地発車メロディーが廃止されました。車掌がボタンを押すことでホームのスピーカーから流れていたものが車両のスピーカーから共通のメロディーが流されることになりました。ゆかりのある歌や歌手、アニメ、サッカー関連の曲など地元に親しまれたお馴染みメロディーから変更されたことで、失望感や寂寥感を感じる市民の声も届いています。 JR東日本によると車両に搭載することは技術的に可能だということですが、車両の改造には相応の費用が必要で、費用については、「有償の広告」として取り扱われるということです。 南武線は川崎市民にとっての大動脈であることを踏まえ、地域や利用駅への愛着、文化的側面、地域活性化等の観点からも行政と市内企業が協力し費用を捻出することでご当地発車メロディーが復活することを要請します。
回　　答	回答【まちづくり局】 JR南武線については、市内7駅で個別の発車メロディが導入されていましたが、令和7年3月15日からワンマン運転が実施され、ワンマン運転化に伴い、発車メロディが南武線全体で統一されたところです。 本市としましては、これまでの経緯や地域の方々の想いを鑑み、様々な継続の可能性についてJR東日本と調整してきたところですが、同社からは、駅構内等の活用については、視覚障害者を含め、安全性の観点から変更することは難しいこと、発車メロディの継続については、ワンマン運転実施により、再度の導入にあたり南武線全車両への改良費として数千万円規模での負担が必要になること、また、発車メロディの新規導入にあたっては、令和6年12月以降、有償広告として取り扱われており、駅の規模や頻度等によって異なるものの、おおむね月額で数千万円単位の広告料が必要になることが示されております。

要請項目　（生活環境政策－10）

要請内容	10. 武蔵溝ノ口駅、新百合ヶ丘駅、向ヶ丘遊園駅バス案内デジタルサイネージの設置について（高津区、麻生区、多摩区）新規
	南武線武蔵溝ノ口駅は北口南口合わせて12の乗り場から多くの運行系統のバスが発着していることから、市民、利用客にとって非常に分かりにくい状況となっています。誰もが分かりやすく、利用しやすい情報提供が求められていることから武蔵溝ノ口改札出口付近にバス案内デジタルサイネージの設置を要請します。 あわせて、乗り場が多く分かりづらい新百合ヶ丘駅、向ヶ丘遊園駅にも設置を要請します。
回　　答	回答【まちづくり局】 現在、武蔵小杉駅において、デジタルサイネージを活用したバス情報等の提供を、広告事業者を主体とした体制により実施する実証を行っており、本格運用に向けて、周辺景観への影響、安全性、バス案内の効果などについて、アンケート等で検証を行うほか、広告事業を活用した事業収支性等の検証を行う予定です。 上記検証結果を踏まえながら、展開場所を含む今後の情報提供の在り方について検討していくほか、バス事業者等とも連携しながら取組を進めてまいります。

要請項目　（生活環境政策－11）

要請内容	11. 南武線久地駅の駅舎橋上化と賢い踏切の採用について（高津区）継続
	南武線久地駅は遮断時間が長いことから直前横断が横行し、人が道路にはみ出た状態で待機するなど危険な状況が日常化しています。区民有志の方々が実現を目指し活動されているとのことですが、進展に時間がかかっている状況にあります。 「南武線アクセス向上方策案」に基づきJRと協定を締結し、事業に着手してきましたが、当初のスケジュールからはかなり遅れて供用開始となりました。橋上化が実現した稲田堤も同様に危険な状況にありましたが、現在は改善され以前の面影は全くありません。 南武線の遅れの原因として混雑の激しさ・駅構内の列車緊急停止ボタンの作動と安全確認・踏切関連などによる支障がその主なものになりますが、これが踏切遮断の要因とも繋がり悪循環に陥っています。特に久地駅の直前横断は頻度が高く危険な状況にあります。 早急に橋上化を要請するとともに、「南武線アクセス向上事業」の今後の取り組みスケジュールを示していただくよう要請します。 あわせて、橋上化までの間、遮断時間短縮のため「向河原駅前踏切」同様の賢い踏切導入を要請します。
回　　答	回答【まちづくり局】【建設緑政局】
	【まちづくり局】 久地駅につきましては、鉄道による地域分断の改善や踏切を横断する駅利用者の安全性、利便性の向上に向け、橋上駅舎化などの取組を進めているところですが、現在、駅周辺の土地の形状による制限や地質条件等を踏まえ、駅舎の位置や自由通路の幅員などの構造等に関して、コスト削減に資する様々な可能性について、JR東日本と意見交換を行っているところでございます。 引き続き、同社と意見交換を行いながら、検討の深度化を図り、事業化に向けた環境を整えるなどの取組を進めてまいりたいと考えております。

	【建設緑政局】 久地駅に隣接する久地踏切の賢い踏切の導入につきましては、鉄道事業者が判断することとなりますが、周辺環境や上下線列車の通過のタイミングの重なりなど、運行状況の理由により、遮断時間の削減効果が見込めないことから、導入は計画していないと伺っております。

要請項目　(生活環境政策－12)

要請内容	12. 市営自転車等駐輪場の定期利用枠の拡大と新設について(宮前区・多摩区・麻生区)継続
	近年、健康志向や公共交通からの切り替えなどで自転車での通勤、通学が増加している傾向にあり、それにあわせて駅周辺の駐輪場の利用者も増加している状況です。 しかしながら一時利用での駐輪は可能なものの、継続的な利用が想定される定期利用となると枠の空きを待つのに申請後から数年かかる見込みとなっています。 特に高津区の武蔵溝ノ口駅第4施設130台、宮前区の宮崎台周辺駐輪場295台、鷺沼駅第2施設224台・宮前平駅第2施設127台、多摩区の稲田堤駅第1施設(1階)294台、(同2階)228台、登戸駅第3施設125台、第5施設(平置き)123台、向ヶ丘遊園駅第1施設(2階)129台、生田駅第1施設(屋根あり)147台、よみうりランド前駅第5施設101台、麻生区の新百合ヶ丘駅第1施設380台・第2施設268台・柿生駅第1施設210台などをはじめ各駅他の施設でも多くの定期利用待ちが発生しているほか、待ち台数も大幅に増えており市民の要望に全く応えられていないのが現状です。また一旦定期利用枠を獲得後は定期利用が必要でなくなった後も本人が使用していることにして知人などが使用しているケースもあると伺います。利用規約の確認が形骸化している可能性があれば、利用と継続に関するルールの見直しも必要ではないかと思います。需要と供給のバランスを図るべく、一時利用と定期利用の枠の配分を見直し、市営自転車等駐輪場の定期利用枠を拡大するよう要請します。 また、施設の新設も視野に入れ検討するよう要請します。
回　　答	回答 【建設緑政局】 本市の市営駐輪場については、民間事業者のノウハウを活かした管理運営を図るため、指定管理者制度を導入し、民間事業者による管理運営を行っています。市営駐輪場の一時利用と定期利用の割合は、利用状況を踏まえ、指定管理者と調整のうえ設定しています。 市営駐輪場は153箇所ありますが、そのうち定期利用ができる施設は127箇所であり、令和6年度の駐輪場の利用実績では、コロナ禍前の令和元年度と比較して、一時利用が約105%、定期利用が約89%となっており、テレワークの普及などにより毎日通勤で利用する定期利用者は減少しているものの、北部地区など一部の駅周辺では定期利用待ちが増加していることを把握しています。 それを踏まえ、柿生駅周辺の駐輪場では、令和7年2月に一時利用の電磁ロック化に伴い定期利用枠を見直したほか、鷺沼駅周辺の駐輪場では、令和7年4月に運営方法の見直しを実施するなど、定期利用枠の増設に取り組んできました。また、定期利用待ちについては、一人の方が複数施設に申請している実態もあることから、現在、定期利用待ち申請者に対する実態調査を実施し、「駐輪場を利用できていない人数」の把握を行っています。 それにより、これまでより必要な定期枠が明確になるため、「駐輪場を利用できていない人」が多い駅から利用枠の改善や新たな施設の検討など、利用者ニーズを踏まえた駐輪場運営に努めてまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

要請項目　(生活環境政策－13)

要請内容	13. 市営自動車等駐車場の整備について (全区)継続
	市内主要駅に整備している川崎市営自転車等駐輪場は125ccまでの制限がありますが、150ccクラスの普及が年々進んでいるものの利用不可となっており市民ニーズに応えることができておらず不便な状況となっています。 市営駐輪場は「自動車」となる125ccを超えるものは対象としていないため、125ccを超える自動車は民間駐車場に駐車することが前提になりますが、整備が進んでいないのが現状となっており市民は駅周辺での駐車に苦慮しています。 市営自転車等駐輪場のなかには京王稲田堤駅周辺自転車等駐車場第2施設など制限を緩和しても問題とならない場所がすでにあること。車幅、全長が125ccとかわらない規格が多いこと。以上2点の理由から160ccまで駐車可とするか駐輪場内に専用スペースを設置することを要請します。 駐輪場だから駐車できないのであれば、市営自動車等駐車場を整備するなどの抜本的な対応を要請します。
回　　答	回答 【まちづくり局】【建設緑政局】
	【まちづくり局】 126cc以上の自動二輪車の駐車場につきまして、自動車同様、主に直接目的施設まで移動する交通手段として、駐車需要に応じ施設側にて、必要となる駐車施設の整備を図ることが重要と考えております。 こうしたことから、「川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例」を平成19年10月に改正し、一定規模以上の建築物を新築又は増築する際に自動二輪車の駐車施設の設置を義務付け、民間事業者へ適切な指導・誘導を図っているところでございます。 なお、126cc以上の自動二輪車駐車場につきましては、一般社団法人　日本二輪車普及安全協会のホームページ(https://www.jmpsa.or.jp/society/parking/)に掲載されておりますので、参考までにお知らせします。
	【建設緑政局】 市営駐輪場は、自転車等の駐車のために設置している施設であり、川崎市自転車等の放置防止に関する条例(以下「条例」という。)において、駐車できる自転車等は自転車、原動機付自転車及び自動二輪車のうち総排気量が0.125リットル以下または定格出力が1.00キロワット以下と定めています。 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(自転車法)においては、自転車等とは自転車及び道路交通法上の原動機付自転車(道路運送車両法上の第一種原動機付自転車)である総排気量が0.050リットル(50CC)以下を対象としており、本市条例ではこれに加え、道路運送車両法上の第二種原動機付自転車である総排気量が0.125リットル(125CC)以下までについて駐車することができることとしております。 なお、総排気量が0.125リットルを超えるものは、道路運送車両法上「自動車」となるため、市営駐輪場では対象としていないものです。

要請項目　（生活環境政策－14）

要請内容	14. 二ヶ領用水の歩行者専用道路の安全対策について（高津区）継続 二ヶ領用水の歩行者専用道路（高津区溝の口1—24、二子5—10、11他多数）は歩行者専用にも関わらず、自転車がスピードを出して走行するため、歩行者と接触する危険性が高い。歩行者専用のため、安心して幼児・児童を連れて通行できるはずが、体のすぐ横を追い抜いたり、ベルを鳴らして避けるよう促されたりするなど、いつ接触事故が起きてもおかしくない状況です。 自転車利用者が歩行者専用であることを認識しておらず、その意味も理解していないことも問題であることから、スピードを緩めるか、降りて歩行してもらうために、出入り口付近のポールを新設もしくは増設を要請します。 また、注意喚起や歩行者専用道路に関する周知の看板の設置や、出入り口付近での声掛け をするなどの取り組みを要請します。
回　　答	回答【高津区】 二ヶ領用水の歩行者専用道路につきましては、道路交通法により神奈川県公安委員会が交通規制を設けております。 歩行者用道路の出入り付近のポール設置につきましては、引き続き交通管理者である高津警察署と協議調整を行ってまいります。 また、注意喚起や看板の設置、出入り口付近での声掛けにつきましては、交通規制を設けている高津警察署に要望を伝えました。

要請項目　（生活環境政策－15）

要請内容	15. スケートボード、BMX専用パークの整備について（全区）継続 オリンピック・パラリンピックの活躍や社会的な認知の向上も相まって、ブレイキンの聖地と呼ばれる武蔵溝ノ口駅付近ではスケートボードやストリートダンスの練習をする光景が見受けられます。 駅前や規模の大きなビルの前にある路上はスペースが広くとられており、活動しやすい一方、公共的な意味合いを持つスペースでもあるため、使用者の自制と住民などの理解が必要となります。道路上や公園などに法令等で禁止事項の制限をかける解決策だけでなく、多様なスポーツ等を楽しむ環境整備を積極的に行うよう要請します。 2018年10月に策定された「若者文化の発信によるまちづくりに向けた基本方針」にも取 組として、「これまで市内で育まれてきた若者文化を尊重することを前提に、携わる市民が協働・連携して地域を盛り上げていける環境と安全・安心に活動できる環境が必要であると考えますが、市民だけで盛り上げるためには難しいと考えられる部分について支援を行っていく」と謳われています。 スケートボード、BMX専用パークは市内大師河原に1箇所のみとなっており、市の基本方針で謳う「市内のいたるところ市民が若者コンテンツに親しんでいる光景が見られる状態」からはバランス良く配置できていない状況にあります。 以上のことから、北部4区内にスケートボード、BMX共用の専用パーク整備を要請します。 また、スポーツ振興に関する他の施設整備計画などがあればお聞かせください。
回　　答	回答【市民文化局】 本市では、スケートボードやブレイキンをはじめとした若者文化を活用し、「若い人が多い」「若者による文化が盛んである」という本市の特徴を踏まえ、若い人たちが集い、自らの可能性を広げるための環境づくりに向けた取組を進めております。 武蔵溝ノ口駅周辺につきましては、ブレイキンなどの練習が日常的にされており、そこで練習をしたダンサーの活躍等を通じて、国内に限らず海外からも「ブレイキンの聖地」として認知されていることなどから、ブレイキンなどが武蔵溝ノ口駅周辺における一つの文化として根付いているものと考えております。 本市といたしましても、令和元年に策定した「若者文化の発信によるまちづくりに向けた環境整備に関する基本計画」において、「市内のいたるところで市民が若者文化のコンテンツに親しんでいる光景が見られる状態」をめざすこととしており、「日常の施設」として、令和4年7月27日には登戸地区の多摩川河川敷の利活用としてスケートボード等が行えるようコンクリート舗装工事を実施しました。また、若者文化創造発信拠点である「カワサキ文化会館」の閉館に伴い、本年9月に幸区の国道409号道路用地に新たなアーバンスポーツの拠点となる「カワサキ文化公園」を開業いたしました。 今後も、日常的に練習ができる小規模な施設が市内にバランス良く複数ある状態を目指し、様々な場所での整備の可能性等について引き続き検討を進めてまいります。 また、スポーツ振興に関しましては、本市では、スポーツ関連事業を総合的・体系的に位置づけた「第2期川崎市スポーツ推進計画」に基づき、スポーツを「する」「みる」「ささえる」人口の拡大に向けた取組を推進しています。なお、スポーツ施設の整備計画等は現在、策定しておりません。

要請項目　（生活環境政策－16）

要請内容	16. バス停留所の改善について（全区）継続 バス停留所において降車する際に前扉を乗員に合わせて停車すると後扉が開いた位置が植栽などの植え込みやガードレールで非常に降りづらい停留所が多くあります。 車いすの方やベビーカー使用の方の乗降時にも支障をきたしており、安全とは言えない状況にあります。2023年度には蔵敷停留所で改善が図られましたが、未だ多くの停留所で不便な状況のままとなっています。 ガードレールの撤去や植栽の伐採による平坦化などの措置を講じるよう要請します。 例 犬蔵公民館前(両方向) 川崎西部地域療育センター(溝の口方向) たいら高山(溝の口方向)
回　　答	回答【まちづくり局】 バス停留所の利用環境の整備や安全対策は、基本的には各バス事業者が自主的に行うものでございます。 本件の御要望については、貴重な御意見として、引き続き、川崎市・バス事業者連絡会議の場などを通じ、バス事業者へお伝えしてまいります。

要請項目　（生活環境政策－17）

要請内容	17. 廃棄物保管施設設置基準要綱の変更とゴミステーション購入に関する助成について（全区）継続
	川崎市では週2回普通ゴミの収集日が指定されています。ゴミ集積場の使用や管理が使用住民などに委ねられていますが、その保管施設は様々であり「風雨によるごみの飛散流出を防止するための措置を講じること。」と規定され共同住宅や事業所はさらに条件があるものの戸建住宅は別途協議となっています。そのため、ごみにネットをかけて保管されている場所などは、毎回カラスなどに荒らされ周囲に袋の中身が飛散し自動車やバイクで通行するのが困難になるほどの箇所が見受けられます。 風雨のみならずカラスなどの鳥獣による飛散も防止するよう要綱に盛り込むよう要請するとともに、戸建住宅利用者への堅牢なゴミステーション購入時に際する一定額の助成金の支給を要請します。
回　　答	回答【市民文化局】【環境局】
	【市民文化局】 戸建て住宅利用者のごみ箱の購入に関する費用の助成につきましては、令和3年7月１日に施行した「川崎市町内会・自治会活動応援補助金」において町内会・自治会による公益的な事業活動として実施される、集積場所へのごみ箱の設置に係る経費の一部を補助する制度がございます。 今後につきましても、本制度が定着化するよう、より一層の周知に取り組み、町内会・自治会による地域の環境美化活動を支援してまいります。
	【環境局】 川崎市では、新たに建築物を建てる事業者等に対して、共同住宅もしくは長屋10戸以上、戸建て10戸以上の住宅で開発行為を伴うものを建築する際に、敷地内にごみ集積所を設置することについて、廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例及び規則により義務付けています。 廃棄物保管施設設置基準要綱では、保管施設の構造について、戸建住宅の場合は、原則は、共同住宅と同じ構造とすることになっており、また、約10戸に保管施設を1箇所、2.5㎡以上確保することや排出量に応じたポリ容器を使用することなど飛散防止に関することも定めています。 また、要綱では保管施設の管理について、所有者や利用者等が適切に管理しなければならないとしており、カラス等の散乱対策についても、当該ごみ集積所の利用者等に対応いただくものですが、散乱により通行が困難な状況等がありましたら、地域を所管する生活環境事業所に御連絡いただければ、利用者等への排出マナーの啓発など改善に向けて取り組んでまいります。

要請項目　（生活環境政策－18）

要請内容	18. 高津区末長3丁目5の街路灯の設置について（高津区）継続
	関東自動車学校と南武線に挟まれている道路において、高架橋下にはLEDの街路灯が設置されているが、坂戸踏切から高架橋までの区間には街路灯がありません。関東自動車学校の教習時間中はその照明により道路が照らされているが、それ以降は高架下の街灯のみとなるため坂戸踏切側の歩行者が認識しづらい状況です。 また、坂戸踏切方向から進行してくる車両は高架橋を通過する際に橋脚の影響で左側に車両を寄せる必要があるため、歩行者が歩道よりの車道を通行していた場合、視認性の悪さにより車両が歩行者を認識できない場合があり、接触する可能性が高くなります。 以上のことから、当該道路への街路灯の増設を要請します。
回　　答	回答【高津区】 防犯灯の設置につきましては、町会からの要望に基づき設置しておりまして、当該箇所は、通電のないNTT柱であるため令和5年、6年と地元町会にお伝えし、町内会としての設置要望を行うようお話させていただいております。今後も必要に応じ丁寧な説明を行うなど、地域に寄り添った働きかけを行ってまいります。

要請項目　（生活環境政策－19）

要請内容	19. 宮前区役所前富士見坂街路樹の縁石について（宮前区）継続
	宮前区役所富士見坂の街路樹の縁石が生長に伴う影響から、並びの縁石とずれたり、道路側に斜めに傾いたり、外れて落ちそうになったりしている状態が見られます。 補修して強度を保ち直したりしている部分もある一方、そのままとなっているものもあり 以前は崩れて縁石が道路に転がっていることもありました。 自転車、バイクの走行に危険を及ぼす恐れがありますので、周りの歩道を含めた改修を要請します。
回　　答	回答【宮前区】 宮前区役所富士見坂の歩道の縁石については、街路樹（ユリノキ）の根上りが原因による破損であると考えております。 歩行車や車両の通行に支障がある箇所についてこれまでも適宜補修を行っていますが、令和8年度以降については、切り株箇所について、順次、切り株を撤去し、歩道アスファルト舗装、街渠ブロック補修や根上りが生じない低木に植え替える等の対策を行ってまいりたいと考えております。

要請項目　（生活環境政策－20）

要請内容	20. 新百合ヶ丘駅北口ロータリーの再整備について（麻生区）継続
	新百合ヶ丘駅北口ロータリーは南口ロータリーと比べスペースが狭く混雑している状況が散見されています。朝夕の通勤通学時間帯、土日、荷下ろしの車が多い時間帯などはロータリー内で滞留し、車列が世田谷町田線を越え新百合山手通りまで延伸しています。2023年は世田谷町田線新百合ヶ丘駅入口交差点の改良、2025年2月には21ビル前一般車乗降場が整備され、区役所側にも乗降場が設置される予定となっています。駅、区役所に向かう一般車の分散化を図る取り組みが実施されましたが、効果は限定的で渋滞解消には至っていないのが現状です。 安全性や機能面において問題が多くみられることから早期の抜本的な整備を要請するとともに交通環境改善計画やそのスケジュール等がありましたら報告をお願いします。
回　　答	回答【まちづくり局】 新百合ヶ丘駅周辺の交通混雑につきましては、これまで北口ロータリーの整流化、南口駅前広場の再整備などに加えて、令和5年度には新百合ヶ丘駅入口交差点の区画線の見直しによる、交差点に流入する車両の平準化により、交差点全体の交通環境の改善を図ることを目的に、交差点内の線形の見直しを行っております。工事実施後の令和6年1月には効果を確認する簡易的な調査を行い、千代ヶ丘方面からの流入は若干増加するものの、駅側からの流入は大幅に改善されたことを確認したところでございます。 北口駅前広場においては、一般車の集中や無秩序な停車による混雑などにより、駅前広場に接続する新百合ヶ丘駅北口線に渋滞が発生していることから、令和6年度に駅前のトゥエンティワンビル側、令和7年度には麻生区役所側で一般車乗降場を新たに整備するとともに、駅前広場においては、公共性の高いタクシー等や、高齢者やお子様連れの方、障害者などに優先して利用していただくことを促し、交通を分散することで、渋滞の緩和を図る取組を進めております。 また、令和7年3月に公表しました「新百合ヶ丘駅周辺地区まちづくり方針」において、駅周辺の課題の改善やより魅力ある広域拠点の形成に向けて、「駅周辺の交通環境の改善及び交通結節機能の強化等」や「多様な都市機能の拡充と賑わいの創出」等の方針を掲げるとともに、特に、駅北側のまちづくりについては、早急な交通環境の改善が求められていることから、先行的に検討することを掲げました。 これを受けて、令和7年12月には「新百合ヶ丘駅北側地区まちづくりの基本的考え方(案)」を公表し、地域の課題である「駅前広場の拡充や公共交通の適正配置」、「道路の拡幅や交通の分散化などによる自動車渋滞の緩和」、「駅周辺の安全で快適な歩行環境の整備」について、官民敷地の一体的な活用による都市基盤の再編により、抜本的な交通環境の改善を目指すものとしています。 引き続き、抜本的な交通環境の改善や都市機能の集積に向けた取組を進めてまいります。

要請項目　（生活環境政策－21）

要請内容	21. 柿生駅再開発の概要やスケジュールについて（麻生区）継続
	柿生駅の再開発事業は平成19年にバス暫定広場が使用開始となるなどしたものの、以後、進捗が図られず南口と北口の一体的な賑わいが創出できていない、駅前広場や道路幅員が狭いなどの課題が多くみうけられます。 いっぽう6歳未満の子のいる世帯の増加率が高く、子育てに人気のある地区となっており 将来に渡って魅力的なまちづくりを実現するために事業の推進を図る必要があります。 柿生駅周辺地区まちづくりビジョンに則った再開発事業の早期実現を要請します。 また、進捗状況や具体的な取り組み内容がありましたら報告をお願いします。
回　　答	回答【まちづくり局】 柿生駅前南地区市街地再開発事業につきましては、平成28年7月に設立された再開発準備組合の下、事業計画案の検討、周辺の住民に対する事業計画概要説明の開催、更に、環境影響評価の手続が行われるなど、事業化に向けた取組が着実に進められているところでございます。 引き続き、再開発事業の早期事業化に向けて、準備組合を支援してまいります。

要請項目　（環境・エネルギー政策－1）

要請内容	1. 緑地保全、農地維持への働きかけ（全区）継続
	環境変化に適切に対応し、緑を核とした街の魅力向上を目指すため。「川崎市緑の基本計画」は、協働の持続性の確保、緑の保全、創出、育成の継続にくわえ、新たに多様な主体(グリーンコミュニティ)による緑のストックの効果的な活用を施策の柱として改定されました。川崎市の景観を特徴づける4つの自然的環境資源の内、臨海部を除き、多摩丘陵、多摩川崖線、多摩川の3つは川崎北部地区4区に点在しています。 「緑地総合評価」を実施し、「緑地保全カルテ」を作成するなど土地所有者の理解と協力を得ながら保全施策を講じるなど「緑地保全施策面積」は2027年度には300haの緑地保全を目指しています。しかし、樹林地や公園緑地、緑化地などは増加していますが、農地の減少は川崎北部地区4区にとって大きな課題であると認識しています。 農地は食糧生産以外にも防災機能としての役割も有しており、2025年1月1日現在、本市では553箇所、81.1ヘクタールの防災農地が登録されています。所有者の申し出により市民防災農地として利用するなど災害時一時避難場所としても活用することが可能となります。 2018年都市農地の貸借の円滑化に関する法律の制定後、生産緑地の貸借がしやすくなり神奈川県、JAセレサ川崎、市農業委員会と連携し、貸し手、借り手のマッチングに努めることで減少への歯止めとなり得たのか、各区における取り組み状況や実績の報告、今後の計画などを明らかにしてください。 また、生産緑地における「2022年問題」後の農地減少についても報告をお願いします。

回　　答	回答【経済労働局】 農地が減少している主な要因は、都市化の進展や農業者の後継者不足、相続に伴う経営規模の縮小によるものと考えております。 平成30(2018)年6月に「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」が施行され、生産緑地を貸借しやすくなりました。これを受け、本市では制度について庁内で情報共有を行い、JAセレサ川崎や市農業委員会と連携し、貸し手・借り手双方の情報を広く収集し、マッチングに努めてまいりました。 制度を活用した農業者を借り手とする貸借は、令和6年度に5件(高津区3件、宮前区1件、麻生区1件)、約0.5haのマッチングが成立し、令和6年度末までに計18件、約2.91haが成立しております。今後も関係機関と連携し、引き続きマッチングを実施してまいります。 「都市農地」は、農業生産のほか、環境保全、景観形成、防災など多面的な機能を持ち、その保全・活用の重要性はますます高まっております。今後につきましても、川崎市農業振興計画推進委員会等において関係者の意見を伺いながら、法改正や新たな課題等に柔軟に対応し、持続可能な都市農業の振興に取り組んでまいりたいと存じます。 生産緑地における「2022年問題」後の状況につきましては、現行の生産緑地の税優遇が延長できる特定生産緑地について、面積ベースで平成4年指定生産緑地は約95%、平成5年指定生産緑地は約94%、平成6年指定生産緑地は約88%、平成7年指定生産緑地は約96%の申出を受け付けています。都市農業の保全を図るための主な取組として、特定生産緑地について、市内の生産緑地所有者全員に対し、所有する生産緑地の指定年等を案内するとともに、JAセレサ川崎と連携して制度の周知に努めております。指定申出の受け付けは平成30(2018)年度から開始しており、今後も継続して実施してまいります。

要請項目　(環境・エネルギー政策－2)

要請内容	2. セレサモスの拡大について(全市)新規
	セレサモスはJAセレサ川崎直営の大型農産物直売所で麻生店、宮前店の市内2店舗あり川崎市内でとれた新鮮な農産物を豊富に取りそろえていることから大変な好評を博しています。市内農業の関心を深め、農業の持つ多面的な機能(環境保全、景観、文化継承、地域活性化)を理解するうえで非常に効果的かつ有益な存在となっています。 川崎市内農業の維持、活性化を図るうえで重要なパイプ役ともなりうることからJAセレサ川崎と連携協力し他の区への展開を検討するよう要請します。
回　　答	回答【経済労働局】 セレサモス麻生店及び宮前店の開業は、市民が「かわさきそだち」に触れる機会の創出や、市民への本市農業への理解促進のほか、全国的に農業者の減少傾向が継続する状況において、本市農業者の出荷機会の創出、確保を通して農業の営農継続につながっていると認識しているところでございます。 セレサモスの他の区への展開につきましては、市内産農産物の需要供給動向等の把握について、セレサモスの運営主体であるJAセレサ川崎との情報の共有を進め、必要に応じた対応を図ってまいります。